

昭和三十五年通商産業省令第十三号

商標法施行規則

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第三項および第七十三条ならびに第七十七条第五項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百八十九条の規定に基づき、ならびに商標法を実施するため、商標法施行規則を次のように制定する。

（申請書）

**第一条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第十七号の規定による産地の指定を受けようとするぶどう酒又は蒸留酒の製造を業とする者（これらの者を構成員とする組合を含む。以下「ぶどう酒等製造業者」という。）は、様式第一により作成した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。**

2 当該ぶどう酒等製造業者が法人であるときは、前項の申請書にその定款又はこれに準ずるもの添付しなければならない。

（審理）

**第一条の二 特許庁長官は、前条第一項の申請書を受理したときは、当該ぶどう酒又は蒸留酒の産地、産地を表示する標章、品質、社会的評価その他必要な事項について審理しなければならない。（指定）**

第一條の三 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をしたときは、その旨を当該ぶどう酒等製造業者に通知し、かつ、商標公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をしなかつたときは、その旨及びその理由を当該ぶどう酒等製造業者に通知しなければならない。（指定の取消し）

2 特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該ぶどう酒等製造業者に通知し、かつ、その旨を商標公報に掲載しなければならない。（願書の様式等）

**第二条 願書（次項から第八項まで、第十三項及び第十四項の願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。**

2 様式第三により作成しなければならない。

3 地域団体商標の商標登録出願についての願書は、様式第三の二により作成しなければならない。

4 商標法第十一条第一項の規定による商標登録出願又は同法第六十八条第一項において準用する同法第十条第一項の規定による防護標章登録出願についての願書は、様式第四により作成しなければなければならない。

5 商標法第十一項から第三項までの規定による商標登録出願についての願書は、様式第五により作成しなければならない。

6 商標法第十二条第一項の規定による商標登録出願又は同法第六十五条第一項の規定による防護標章登録出願についての願書（第四項、第五項及び第六項及び第十二項の願書を除く。）は、様式第六により作成しなければならない。

7 防護標章登録出願についての願書は、様式第七により作成しなければならない。

8 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願についての願書は、様式第八により作成しなければならない。

9 商標法第六十五条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項に規定する防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をすることができるようになつた日から二月と/orする。ただし、当該期間の末日が同条第二項の規定により更新登録の出願をすることができるとする。ただし、当該期間の末日が同条第二項の規定により更新登録の出願をするときには、その期間の経過後六月とする。

10 商標法第六十五条の三第三項の規定により出願をする場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

11 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができ

12 手続をする者の責めに帰することができない理由により商標法第六十五条の三第三項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第十項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において回復理由書に申出書に記載すべ

き事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

13 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを證明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

14 第十項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

15 商標法第十七条の二第一項において準用する意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第十七条の三第一項に規定する商標登録出願又は商標法第六十八条第二項において準用する同法第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する防護標章登録出願についての願書は、様式第九により作成しなければならない。

16 商標法第六十八条の二第一項の規定による国際登録出願についての願書は、別に定める様式により作成しなければならない。

17 商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録出願についての願書は、別に定める様式により作成しなければならない。

18 商標法第六十八条の四の規定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

19 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

20 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

21 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

22 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

23 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

24 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

25 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

26 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

27 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

28 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

29 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

30 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

31 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

32 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

33 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

34 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

35 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

36 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

37 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

38 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

39 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

40 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

41 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

42 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

43 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

44 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

45 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

46 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

47 商標法第六十八条规定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

項」とあるのは、「電磁的方法により提供された願書に記載すべき事項」と、「願書に記載」とあるのは、「国際事務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

**第二条の三 特許庁長官は、商標法第六十八条の三第一項の規定による国際登録出願の願書及び同条第二項に規定する事項を電磁的方法により国際事務局に提供することができる。この場合において、特許庁長官は、これらの書類を送付したものとみなす。**

（国際登録出願の願書等の送付）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第三条 商標法第六十八条の四の規定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。**

（動き商標の願書への記載）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第五条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第六条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第七条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第八条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第九条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第十条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第十一条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第十二条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第十三条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

2 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

**第十四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。**

（事後指定）

「立体商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

一 商標登録を受けようとする立体的形狀を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により当該立体的形狀が特定されるように一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真。

二 商標登録を受けようとする立体的形狀を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により当該立体的形狀が特定されるように一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真。(色彩のみからなる商標の願書への記載)

第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真。

二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真。

(音商標の願書への記載)

第四条の五 音からなる商標(以下「音商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(位置商標の願書への記載)

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により表示した一又は異なる二以上の図又は写真。(商標登録を受けようとする商標の類型)

第四条の七 商標法第五条第二項第五号(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。

(願書への商標の詳細な説明の記載又は物件の添付)

第四条の八 商標法第五条第四項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

一 動き商標

二 ホログラム商標

三 立体商標

四 色彩のみからなる商標

五 音商標

六 位置商標

二 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 動き商標 商標の詳細な説明の記載

二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載

三 立体商標 商標の詳細な説明の記載(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。第五号において同一の記載は、当該立体商標登録出願又は国际登録の番号又は登録番号に代えて、同法第六十八条第一項に規定する国际登録(以下「国际登録」という。)の番号を記載しなければならない。)

四 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載

五 音商標 商標の詳細な説明の記載(商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件は、商標登録を受けようとする商標を特許庁長官が定める方式に従つて記録した一の光ディスクとする。)

四 前項に掲げる物件であつて、商標法第六十八条第十第一項に規定する国际商標登録出願(以下「国际商標登録出願」という。)に係るものとしを提出する場合は、様式第九の二によりしなければならない。

(国际商標登録出願に係る商標の詳細な説明)

第四条の九 商標法第六十八条の九第二項の表の国際登録簿に記載されている事項のうち国际登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるものの項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 色彩に係る主張に関する情報(色彩のみからなる商標の場合に限る。)

(国际登録の名義人の記載)

第五条の三 国際商標登録出願又は国际登録に基づく商標権についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、国际登録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所の記載は、当該国际登録に係る商標法第六十八条第一項に規定する国际登録簿に記載された九第一項に規定する国际登録簿に記載された文字と同一の文字でしなければならない。

(国际登録に係る指定商品又は指定役務の記載)

第五条の四 国際商標登録出願又は国际登録に基づく商標権についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、指定商品又は指定役務の記載は、英語でしなければならない。

(商品及び役務の区分)

第六条 商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)第二条の規定による商品及び役務の区分(以下「商品及び役務の区分」という。)に属する商品又は役務は、別表のとおりとする。

(出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出等)

第六条の二 商標法第九条第二項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第十の二によりしなければならない。

2 商標法第九条第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第二項に規定する期間の経過後二月とする。

3 商標法第九条第三項の規定により同条第二項に規定する証明書を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

3 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第八項(商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項に規定する特許法第十三条规定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二条第一項において読み替えて準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しない。)

2 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する特許法第四十三条の三第三項において読み替えて準用する特許法第十三条规定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二条第一項において読み替えて準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しない。

1 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する特許法第四十三条の三第三項において読み替えて準用する特許法第十三条规定する優先権証明書類等(以下この項において「優先権証明書類等」という。)を、当該優先権証明書類等を発行すべき政府による当該優先権証明書類等の発行に関する事務の遅延により提出することができなかつた場合その者が当該優先権証明書類等を入手した日から一月(在外者にあつては、二月)とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合優先権証明書類等を提出することができなかつた場合その者が当該優先権証明書類等を入手した日から一月(在外者にあつては、二月)とする。ただし、当該期間の末日が商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項に規定する

(願書への商標の詳細な説明の記載又は物件の添付)

(国际登録の番号の記載)

第五条の二 国際商標登録出願又は同法第六十八条第二項に規定する国际登録に基づく商標権(以下「国际登録に基づく商標権」といいう。)にについての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、商標登録出願の番号又は登録番号に代えて、同法第六十八条第一項に規定する国际登録(以下「国际登録」という。)の番号を記載しなければならない。

第七条の二 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項(商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項に規定する特許法第十三条规定する優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続)

期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。  
(商標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略)

**第八条** 商標法第十一条第一項から第三項まで、  
六十八条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第六十五条第一項の規定により新たに商標登録出願又は防護標章登録出願をしてようとする場合において、もとの商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書に記載した商標登録若しくは防護標章登録を受けようとする商標若しくは標章(同法第十七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する場合には、商標法第十六条の二第一項の規定により却下された補正についての手続正書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章を含む。)若しくは商標若しくは標章の詳細な説明又は願書に添付した商標法第五条の四項の物件が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して商標登録若しくは防護標章登録を受けようとする商標若しくは標章の願書への記載、商標若しくは標章の詳細な説明の願書への記載又は同項の物件の提出を省略することができる。

**第九条** 商標法第十三条第二項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十一によりしなければならない。  
前項の届出は、二以上の商標権に係るときは、これらの登録の目的が同一の場合又は商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)第四条の二の規定による場合に限る。)は、商標登録出願により生じた権利の被承継人及び承継人が当該申請に係る商標権の登録義務者及び登録権利者と同一の場合に限り、一の書面ですることができる。  
(国際登録の名義人の変更の記録の請求)

**第九条の二** 商標法第六十八条の六の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求は、別に定める様式によりしなければならない。

2 前項の請求は、二以上の請求について、当該請求の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

**(信託)**

**第九条の三** 国際商標登録出願に係る商標登録出願により生じた権利の信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。  
一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所  
二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め  
三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所  
四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所  
五 信託法(平成十八年法律第八号)第一百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨  
六 信託法第二百五十八条规定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨  
七 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

2 前項の意見書には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない。

**(商標登録の査定の方式の特例)**

**第九条の六** 商標法第六十八条の二第一項の規定による通知は、議定書に基づく規則第十八規則の三(1)又は(2)の規定による通知に、査定(同法第十六条の規定による商標登録をする旨の査定に限る。)に記載されている事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を添付して行うものとする。  
(商標権の存続期間の更新登録の申請書の様式等)

6 手続をする者の責めに帰することができない理由により商標法第二十一条第一項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において「申出書」という。)を第四項の回復理由書の提出とともに提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができます。

**(商標登録の存続期間の更新の申請)**

**第十条** 商標権の存続期間の更新登録の申請書は、様式第十二により作成しなければならない。  
前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者(同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、該当受益者代理人が代理する受益者に限る。)の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。  
(更正の通報)

3 第一項の届出と商標権の移転の登録の申請(二以上の商標権に係るときは、これらの登録の目的が同一の場合又は商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)第四条の二の規定による場合に限る。)は、商標登録出願により生じた権利の被承継人及び承継人が当該申請に係る商標権の登録義務者及び登録権利者と同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

**(意見書の様式等)**

**第九条の五** 商標法第十五条の二(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十五条の三及び同法附則第七条の意見書の提出は、様式第十一の三により作成しなければならない。

4 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができ

る。

**(審判請求書の様式)**

**第十四条** 商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する



れを証明する書面の提出を命ずることができ  
る。

4 手続をする者の責めに帰することができない  
理由により商標法第四十一条の三第一項の規定  
による手続をすることとなつた者は、その旨及び  
当該理由を記載した書面（以下この項において  
「申出書」という。）を第二項の回復理由書  
の提出と同時に提出しなければならない。この  
場合において、回復理由書に申出書に記載すべ  
き事項を記載して当該書面の提出を省略するこ  
とができる。

5 前項の手続をするときは、当該手続をした日  
から二月以内に、手続をする者の責めに帰する  
ことができない理由があることを証明する書面  
を特許庁長官に提出しなければならない。ただし  
し、特許庁長官が、その必要がないと認めるとき  
は、この限りでない。

6 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件  
に係る回復理由書について、当該書面の内容  
(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が  
同一の場合に限り、一の書面で表示することができ  
る。

（既納の登録料の返還の請求の様式）

第十八条の三 商標法第四十二条第一項又は第六  
十五条の十第一項の規定による登録料の返還の  
請求は、様式第二十二によりしなければならな  
い。

（過誤納の手数料の返還の請求の様式）

第十八条の四 商標法第七十六条第七項の規定に  
よる手数料の返還の請求は、様式第二十三によ  
りしなければならない。

（情報の提供）

第十九条 商標登録出願があつたときは、何人  
も、特許庁長官に対し、当該商標登録出願に関  
し、刊行物又は商標登録出願の願書の写しそ  
他の書類を提出することにより当該商標登録出  
願が商標法第三条、第四条第一項第一号、第六  
号から第十一号まで、第十五号から第十九号ま  
で、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは  
第五項の規定により登録することができないも  
のである旨の情報を提供することができる。た  
だし、当該商標登録出願が特許庁に属しなく  
なつたときは、この限りでない。

2 前項の規定による情報の提供は、様式第二十  
により作成した書面によらなければならぬ。

3 特許法施行規則第十三条の二第三項の規定  
は、前項の書面に準用する。

（書換登録の申請書の様式等）

第二十条 商標法附則第三条第一項（同法附則第  
二十三条において準用する場合を含む。）の書  
換登録の申請書は、様式第二十一により作成し  
なければならない。

（特許法施行規則等の準用）

第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第  
四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第  
十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十  
一条、第十二条の二から第十二条の二の三ま  
で、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並  
びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の三  
の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の  
三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の  
提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の  
規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国  
際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に  
限る。）事後指定（第一条第一項及び第二項の  
規定に限る。）国際登録の名義人の変更の記録  
の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限  
る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一  
条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録  
（第一条から第八条まで、第九条の二か  
ら第十条まで、第十一条の三から第十一条の五  
まで及び第十三条から第十七条までの規定に  
限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又  
は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二  
から第十条まで、第十一条の三から第十一条の  
五まで及び第十三条から第十七条までの規定に  
限る。）に関する手続に準用する。この場合に  
おいて、特許法施行規則第四条の二第一項中  
「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは  
「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章  
登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願  
及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第  
一项（同法第六十八条第四項及び同法附則第十  
三条（同法附則第二十三条において準用する場  
合を含む。）において準用する場合を含む。）及  
び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四  
項において準用する場合を含む。）の審判」と、  
特許法施行規則第四条の三第一項中「特許  
法第四十一条第二項又は同法第四十二条第二  
項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一  
号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、  
特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許  
法第四十四条第一項の規定による特許出願（も  
との特許出願の代理人による場合を除く。）」と  
あるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六  
十八条第一項において準用する場合を含む。）  
又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条  
第三項の規定の適用を受ける特許出願の出  
付し、その番号を書換登録の申請をした者に通  
知しなければならない。

（特許法施行規則等の準用）

第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第  
四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第  
十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十  
一条、第十二条の二から第十二条の二の三ま  
で、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並  
びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の三  
の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の  
三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の  
提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の  
規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国  
際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に  
限る。）事後指定（第一条第一項及び第二項の  
規定に限る。）国際登録の名義人の変更の記録  
の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限  
る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一  
条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録  
（第一条から第八条まで、第九条の二か  
ら第十条まで、第十一条の三から第十一条の五  
まで及び第十三条から第十七条までの規定に  
限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又  
は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二  
から第十条まで、第十一条の三から第十一条の  
五まで及び第十三条から第十七条までの規定に  
限る。）に関する手続に準用する。この場合に  
おいて、特許法施行規則第四条の二第一項中  
「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは  
「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章  
登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願  
及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第  
一项（同法第六十八条第四項及び同法附則第十  
三条（同法附則第二十三条において準用する場  
合を含む。）において準用する場合を含む。）及  
び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四  
項において準用する場合を含む。）の審判」と、  
特許法施行規則第四条の三第一項中「特許  
法第四十一条第二項又は同法第四十二条第二  
項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一  
号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、  
特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許  
法第四十四条第一項の規定による特許出願（も  
との特許出願の代理人による場合を除く。）」と  
あるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六  
十八条第一項において準用する場合を含む。）  
又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条  
第三項の規定の適用を受ける特許出願の出  
付し、その番号を書換登録の申請をした者に通  
知しなければならない。

（特許法施行規則等の準用）

第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第  
四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第  
十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十  
一条、第十二条の二から第十二条の二の三ま  
で、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並  
びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の三  
の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の  
三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の  
提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の  
規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国  
際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に  
限る。）事後指定（第一条第一項及び第二項の  
規定に限る。）国際登録の名義人の変更の記録  
の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限  
る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一  
条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録  
（第一条から第八条まで、第九条の二か  
ら第十条まで、第十一条の三から第十一条の五  
まで及び第十三条から第十七条までの規定に  
限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又  
は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二  
から第十条まで、第十一条の三から第十一条の  
五まで及び第十三条から第十七条までの規定に  
限る。）に関する手続に準用する。この場合に  
おいて、特許法施行規則第四条の二第一項中  
「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは  
「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章  
登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願  
及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第  
一项（同法第六十八条第四項及び同法附則第十  
三条（同法附則第二十三条において準用する場  
合を含む。）において準用する場合を含む。）及  
び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四  
項において準用する場合を含む。）の審判」と、  
特許法施行規則第四条の三第一項中「特許  
法第四十一条第二項又は同法第四十二条第二  
項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一  
号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、  
特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許  
法第四十四条第一項の規定による特許出願（も  
との特許出願の代理人による場合を除く。）」と  
あるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六  
十八条第一項において準用する場合を含む。）  
又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条  
第三項の規定の適用を受ける特許出願の出  
付し、その番号を書換登録の申請をした者に通  
知しなければならない。

（特許法施行規則等の準用）

第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第  
四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第  
十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十  
一条、第十二条の二から第十二条の二の三ま  
で、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並  
びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の三  
の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の  
三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の  
提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の  
規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国  
際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に  
限る。）事後指定（第一条第一項及び第二項の  
規定に限る。）国際登録の名義人の変更の記録  
の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限  
る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一  
条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録  
（第一条から第八条まで、第九条の二か  
ら第十条まで、第十一条の三から第十一条の五  
まで及び第十三条から第十七条までの規定に  
限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又  
は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二  
から第十条まで、第十一条の三から第十一条の  
五まで及び第十三条から第十七条までの規定に  
限る。）に関する手続に準用する。この場合に  
おいて、特許法施行規則第四条の二第一項中  
「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは  
「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章  
登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願  
及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第  
一项（同法第六十八条第四項及び同法附則第十  
三条（同法附則第二十三条において準用する場  
合を含む。）において準用する場合を含む。）及  
び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四  
項において準用する場合を含む。）の審判」と、  
特許法施行規則第四条の三第一項中「特許  
法第四十一条第二項又は同法第四十二条第二  
項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一  
号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、  
特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許  
法第四十四条第一項の規定による特許出願（も  
との特許出願の代理人による場合を除く。）」と  
あるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六  
十八条第一項において準用する場合を含む。）  
又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条  
第三項の規定の適用を受ける特許出願の出  
付し、その番号を書換登録の申請をした者に通  
知しなければならない。

願人を除く。) 及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録の申請者並びに商標法第四十一条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)における準用する場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、同条第一項中「特許法施行令第十二条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九项本文、第二十七条第一項、第二项、第三项本文若しくは第四项本文、第二十七条の二第一项若しくは第二项、第二十七条の四の二第五项若しくは第六项本文、第三十八条の六の二第五项若しくは第七项本文、第三十八条の十四第四项若しくは第六项本文、第三十三条の二第六项若しくは第八项本文、第三十八条の二第四项若しくは第六项本文若しくは第五项本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一项若しくは第十三项本文、第十条第五项若しくは第七项特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五项、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一项、第二十七条の二第一项若しくは第二项、第二十七条の四の二第五项若しくは第七项本文、第三十八条の二第四项若しくは第六项本文、第三十八条の六の二第五项若しくは第七项本文(同条第九项において準用する場合を含む。)、第六十九条第一项本文若しくは第六十九条の二第三项若しくは第五项本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一项若しくは第十三项本文、第十条第五项若しくは第七项特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五项、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一项、第二十七条の二第一项若しくは第二项、第二十七条の四の二第五项若しくは第七项本文、第三十八条の二第四项若しくは第六项本文、第三十八条の六の二第五项若しくは第七项本文(同条第九项において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第六项若しくは第八项本文、第三十八条の二第四项若しくは第六项本文、第三十八条の六の二第五项若しくは第七项本文(同条第九项において準用する場合を含む。)」。

三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文若しくは第八項」と、特許法施行規則第十二条の三中「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、特許法施行規則第十二条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第六十五の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の一、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十二条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三第三項に規定する様式第三十六、同規則第二十八の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十

一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）

同法第一百二十条の八第一項（同法第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）

同法第六十二条第一項（同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する場合を含む。）及び同法第一百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。」と、「同法第一百三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項、並びに同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十九条第三項並びに商標法第六十二条第一項において準用する場合を含む。」とある。

同法附則第十七条第一項において準用する特許法第一百三十三条の二第一項（商標法第二十八条第二項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。」とある。

同法附則第十七条第一項において準用する特許法第一百三十三条の二第一項（商標法第二十八条第二項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則様式第二の備考1-1中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載する。」とあるのは、「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載する。」とある。

同法附則第十七条第一項において準用する特許法第一百三十三条の二第一項（商標法第二十八条第二項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則様式第二の備考1-1中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載する。」と読み替えるものとする。

項」と、「ただし、当該証明する書面について  
は、特許庁長官がその提出の必要がないと認め  
るときは、これを省略させることができる。」  
とあるのは「この場合において、既に特許庁に  
証明する書面を提出した者は、その事項に変更  
がないときは、当該証明する書面の提出を省略  
することができる。」と、特許法施行規則第三  
十条中「願書に添付した明細書、特許請求の範  
囲又は図面」とあるのは「願書」と読み替える  
ものとする。

<sup>4</sup> 特許法施行規則第四十六条第一項、第四十八  
標法第二十八条第一項（同法第六十八条第三項  
において準用する場合を含む。）の判定に準用  
する。

条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二まで、第五十条の四、第五十五条の五、第五十条の六、第五十条の七から第五一条の二まで及び第五十二条から第六十五条

十一条の十三まで及び第五十七条から第六十五条までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同規則第五十条第五項、第五十一条第二項、第五

十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについて提出する」

と同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。  
第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三條、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び

第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第五十条の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十

条の七から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条から第五十条の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七の三第一項、第五十条第五項及び第六項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、

第五十五条の三第一項、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の二第二項、第六十条第五項及び第六項、第六

た工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附則（昭和四五年）

五年

**業省令第一〇一號**  
この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登

録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまで

は、  
なお従前の例による。

業省令第一二二号抄  
(施行期日) 第二条 二の省令は、昭和四十六年一月一日から

**第一条** この省令は、昭和五〇年九月三日通商産業省令施行する。

省令第八五号)

する。ただし、第三条の四の改正規定は、昭和五十三年六月二十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属してい  
る商標登録出願又は防護標章登録出願について  
は、二つ以上の商標登録出願にて同一規範を提出す

は、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

前の例に。本項の規定は、第三条の四の改正規定の施行の際に特許庁に係属している商標権の存続期

附則（昭和五三年三月三一日通商産業  
間の更新登録の出願に準用する。）

省令第一四号）抄  
この省令は、昭和五十三年四月一日から施行

する。  
**附則**（昭和五六年四月三〇日通商産業省令第二三二号）

（施行期日）  
**省令第二三号**  
抄

第一号の命令は 明和五一年正月一日から施行する。

省令第四四号

2 この省令の規定による改正後の特許法施行規

則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかる

ず、この省令の施行の日から一週間以内は、な  
お従前の例によることができる。

**附 則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号）抄**

（施行期日）

（昭和六〇年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

**附 則（昭和六〇年一一月一一日通商産業省令第七四号）抄**

（施行期日）

（この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。）の省令は、昭和六十二年五月二九日通商産業

**附 則（昭和六一年一二月八日通商産業省令第三七号）抄**

（施行期日）

（この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。）の省令は、昭和六一年一二月八日通商産業

**附 則（平成元年四五月二五日通商産業省令第一六号）抄**

（施行期日）

（この省令は、公布の日から施行する。）の省令は、平成二年九月一二日通商産業

**附 則（平成三年一〇月三一日通商産業省令第七〇号）抄**

（施行期日）

（この省令は、法の施行の日（平成二年十一月一日）から施行する。）の省令は、平成三年一〇月三一日通商産業

**第七条 改正法附則第六条第一項に規定する書類（商標の使用説明書の様式）**

（施行期日）

（この省令は、商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年四月一日）から施行する。）の経過措置

（この省令の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

（使用に基づく特例の適用の主張をする場合の手続）

**第三条 商標登録出願について改正法附則第五条第一項の規定により使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、当該商標登録出願の願**

書にその旨を記載して、改正法附則第六条第一項に規定する書面の提出を省略することができ  
る。

**第四条 改正法附則第五条第一項の規定による使  
用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出  
願（以下「特例商標登録出願」という。）につ  
いて、改正後の商標法（以下「新法」という。）**

第十条第一項の規定により新たな商標登録出願をしようとするときは、当該商標登録出願の願書にもとの商標登録出願が特例商標登録出願である旨を記載しなければならない。  
(特例商標登録出願の変更をする場合の手続)

**第五条 特例商標登録出願について、新法第十一  
条第一項又は第二項の規定により新たな商標登  
録出願をしようとするときは、当該商標登録出  
願の願書にもとの商標登録出願が特例商標登録  
出願である旨を記載しなければならない。**  
(他の特例商標登録出願がある旨の通知)

**第六条 番査官又は審判長は、改正法附則第五条  
第三項の規定により読み替えて適用する新法第  
八条第二項の規定により二以上の特例商標登録  
出願に係る商標について商標登録を受けること  
ができる場合において、当該特例商標登録出願  
の二以上について商標登録すべき旨の査定があ  
つたときは、当該商標登録出願人に対し他に  
商標登録を受けることができる特例商標登録出  
願がある旨及びその番号をそれぞれ通知しなけ  
ればならない。**

1. 諸外国の登録出願等の登録の申請手続
2. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
3. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
4. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
5. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
6. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
7. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
8. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
9. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
10. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
11. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
12. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
13. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
14. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
15. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
16. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
17. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
18. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
19. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
20. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
21. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
22. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
23. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
24. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
25. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
26. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
27. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
28. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
29. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
30. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
31. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
32. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
33. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
34. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
35. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
36. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
37. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
38. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
39. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
40. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
41. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
42. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
43. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
44. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
45. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
46. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
47. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
48. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
49. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
50. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
51. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
52. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
53. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
54. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
55. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
56. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
57. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
58. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
59. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
60. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
61. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
62. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
63. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
64. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
65. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
66. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
67. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
68. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
69. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
70. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
71. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
72. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
73. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
74. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
75. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
76. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
77. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
78. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
79. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
80. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
81. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
82. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
83. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
84. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
85. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
86. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
87. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
88. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
89. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
90. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
91. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
92. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
93. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
94. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
95. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
96. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
97. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
98. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
99. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續
100. 諸外国の登録出願等の登録の申請手續







## 附則様式第2 (附則第2条關係)

〔後編〕「中華書局版」を参考して「中華大典」を読み替えるものとする。

12. 本研究は、実験的・統計的方法によって、被験者の行動を分析する。  
被験者の行動の目的：「（被験者の行動）」を「（被験者の行動）」で示す。  
被験者の行動の目的：「（被験者の行動）」を「（被験者の行動）」で示す。
13. 被験者の行動を記述する。被験者の行動を記述する。  
被験者の行動を記述する。被験者の行動を記述する。
14. 被験者の行動を記述する。被験者の行動を記述する。
15. 「被験者の行動」を「（被験者の行動）」で示す。

中央省立農業技術研究委員會第1課の統況によれば、この年は、雨量が少く、天候が悪く、作物の生育が悪く、収穫量は、前年より多くはなかった。

### 附則様式第3 (附則第3条關係)

附則樣式第4

附則樣式第5

附則様式第6  
(附則第4条関係)







様式第2（第2条関係）

く、

7) 「西園」(「西園」)及び「北山」(「北山」)の読みが解説あるときと読み替わりで用いられる。なまぐさくて西園の読みを用いる。

8) 「北山」(「北山」)は、北山、北山、北山、北山、北山、北山、北山、北山、北山の意である。

9) 「北山」(「北山」)は、他に北山って、名前を記載し、その中に「北山」の義を複数して、その代表例を示す。

10) 「令和」(「令和」)は、なべて「令和」(「令和」)を記述する。

11) 町名をしたるは、なまぐさく町の町名で地図を記述する。

12) 「北山」(「北山」)は、北山、北山、北山、北山、北山、北山、北山、北山、北山の意である。

13) 「(北山)」(「(北山)」)は北山の意味を記載する括弧である。

14) 「(北山)」(「(北山)」)は北山の意味を表す括弧の意味を記載する。

15) 「(北山)」(「(北山)」)は北山の意味を表す括弧の意味を記載する。

16) 「(北山)」(「(北山)」)は北山の意味を表す括弧の意味を記載する。

17) 「(北山)」(「(北山)」)は北山の意味を表す括弧の意味を記載する。

18) 「(北山)」(「(北山)」)は北山の意味を表す括弧の意味を記載する。

19) 「(北山)」(「(北山)」)は北山の意味を表す括弧の意味を記載する。

20) 「(北山)」(「(北山)」)は北山の意味を表す括弧の意味を記載する。

1. 例題1：日本政府は外務省、総務省、経済産業省の3省と、環境省を含めて、文部科学省を除いて、内閣府に置かれていた。このことは、内閣府が、内閣の行政運営に直接関与するものである。
2. 例題2：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
3. 例題3：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
4. 例題4：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
5. 例題5：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
6. 例題6：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
7. 例題7：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
8. 例題8：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
9. 例題9：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
10. 例題10：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
11. 例題11：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
12. 例題12：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
13. 例題13：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
14. 例題14：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
15. 例題15：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
16. 例題16：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
17. 例題17：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
18. 例題18：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
19. 例題19：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。
20. 例題20：内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものであるから、内閣府は、内閣の行政運営に直接関与するものである。



う、その種に【国・地域名】及び【計測日】を記載して、国・地域名及び計測日を記載する。その後の発生の種類の基礎とされた出典の番号を記載するときは、【計測日】の次に【出典番号】の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上での優先権を主張しようとするときは、どうも書きを繋り合って記載する。

【(1)実測による優先権等の主張】

月をされた結果自己又はその構成員の業務に係る荷役又は役務を発生するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、「提出物件の目録」の欄に「物件名」の欄を設けて「種種法第7条の3第1項に規定する業者として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、該当欄に添付すること。

様式第4（第2条関係）

様式第5（第2条関係）



2 その他の、株式会社の備考と同様とする。この場合において、証券簿記録部に係る複数登記が国際登記に基づく開示権であつて、その開示の詳細な説明が英語によって記載したものであるときは、複数の詳細な親権の記載は、英語でなければならない。

様式第8（第2条関係）

様式第8の2（第2条、第10条、第18条の2及び第20条関係）







様式第1の3

(第9条の5関係) 削除

4 「【発送客号】」の欄には、相続理由通知書等に記載された発送の客号を記載する。  
 5 その他は、様式第3号の備考1から4まで、20から22まで、36、20から16まで及び90から144まで並びに様式第10の備考1、4及び5と同様とする。

様式第12の2削除  
様式第13(第12条関係)

22 ところがやがてそこまで、簡単に言つては、どこまでどうかさういふところが本題であります。ところが、この問題は、たゞこれで済んでしまはぬ。なぜなら、この問題は、たゞ「(財)の問題」であります。つまり、(財)の問題を解く上に、(人)の問題が付随してゐるからである。そこで、(人)の問題を解く上に、(財)の問題が付隨してゐるからである。そこで、(人)の問題を解く上に、(財)の問題が付隨してゐるからである。

23 例へば、(財)の問題を解く上に、(人)の問題が付隨してゐるからである。そこで、(人)の問題を解く上に、(財)の問題が付隨してゐるからである。

24 例へば、(財)の問題を解く上に、(人)の問題が付隨してゐるからである。そこで、(人)の問題を解く上に、(財)の問題が付隨してゐるからである。

25 例へば、(財)の問題を解く上に、(人)の問題が付隨してゐるからである。そこで、(人)の問題を解く上に、(財)の問題が付隨してゐるからである。

3. 例題  
3.1. 課題の範囲  
3.2. 課題の目標  
3.3. 課題の実施手順

3. 「課題の実施手順」の項目は、問題解決手順に対応した手順と題名アリタケの手順を記入する。

4. 「A. 基本問題」欄は、問題に対する回答欄である。各問題は、その問題の題名と題名アリタケの手順を記入する。  
5. 「B. 問題別アドバイス」欄は、問題別アドバイス欄である。各問題は、その問題の題名と題名アリタケの手順を記入する。  
6. 「C. お問い合わせ」欄は、お問い合わせ欄である。各問題は、その問題の題名と題名アリタケの手順を記入する。  
7. 「D. お問い合わせ」欄は、お問い合わせ欄である。各問題は、その問題の題名と題名アリタケの手順を記入する。  
8. 「E. お問い合わせ」欄は、お問い合わせ欄である。各問題は、その問題の題名と題名アリタケの手順を記入する。  
9. 「F. お問い合わせ」欄は、お問い合わせ欄である。各問題は、その問題の題名と題名アリタケの手順を記入する。  
10. 「G. お問い合わせ」欄は、お問い合わせ欄である。各問題は、その問題の題名と題名アリタケの手順を記入する。  
11. 「H. お問い合わせ」欄は、お問い合わせ欄である。各問題は、その問題の題名と題名アリタケの手順を記入する。

様式第14（第13条関係）



◎問題2：このように日本が世界の資源を確保する。  
そこで日本は、どのように資源を確保するか？（資源の確保の方法）  
資源の確保の方法には、内政的手段と外政的手段がある。  
内政的手段は、資源を多く持つ国で資源を購入する。  
外政的手段は、資源を多く持つ国で資源を購入する。  
（資源の確保の方法）の内政的手段と外政的手段の違いを各1点述べよ。

第六章 (第6章開始) 未 挑 擇 不 動

第十七回 (第三回) 金玉奴奉旨进宫，宋士杰夜会女儿。平子夜半离家，丁宝臣送行。平子到京，见了母亲，平子回家。平子到京，见了母亲，平子回家。平子到京，见了母亲，平子回家。平子到京，见了母亲，平子回家。平子到京，见了母亲，平子回家。平子到京，见了母亲，平子回家。平子到京，见了母亲，平子回家。平子到京，见了母亲，平子回家。

【第十七回】 金玉奴奉旨进宫，宋士杰夜会女儿。  
【第十八回】 平子夜半离家。  
【第十九回】 丁宝臣送行。  
【第二十回】 平子到京，见了母亲。  
【第二十一回】 平子回家。  
【第二十二回】 平子到京，见了母亲。  
【第二十三回】 平子回家。  
【第二十四回】 平子到京，见了母亲。  
【第二十五回】 平子回家。  
【第二十六回】 平子到京，见了母亲。  
【第二十七回】 平子回家。  
【第二十八回】 平子到京，见了母亲。  
【第二十九回】 平子回家。  
【第三十回】 平子到京，见了母亲。  
【第三十一回】 平子回家。

（四）

ここに御用印をはり付けること

1. 「御用印」の御用印として御用印をはり付けるときは、「御用印」を「御用印  
算定表」の欄に記入する。〔御用印算定表〕は、「御用印算定表取扱説明書」と  
する。

2. 「御用印」の御用印として御用印をはり付けるときは、「御用印」を「御用印  
算定表」の欄に記入する。〔御用印算定表〕は、「御用印算定表取扱説明書」と  
する。

3. 「御用印」の「御用印算定表」は、金銭にあつて只見名を記載  
するふたつである。各金額を合計し、「合計金額」欄に記入して「代  
用印」欄に記入する。

4. 「御用印」の御用印として御用印をはり付けるときは、御用印をはり付ける  
ときは、「御用印算定表」の御用印欄に記入する。

5. 「御用印」の御用印として御用印をはり付けるときは、「御用印」を「御用印  
算定表」の欄に記入する。〔御用印算定表〕は、「御用印算定表取扱説明書」と  
する。

6. 「御用印」の御用印として御用印をはり付けるときは、「御用印」を「御用印  
算定表」の欄に記入する。〔御用印算定表〕は、「御用印算定表取扱説明書」と  
する。

〔御用印算定表〕

〔御用印算定表取扱説明書〕

〔御用印算定表取扱説明書〕

様式第18（第18条関係）

[問題4] (問題番号)  
[性別] [性別番号]  
[年齢] [年齢番号]  
[学年] [学年番号]

[問題5] (問題番号)  
[性別] [性別番号]  
[年齢] [年齢番号]  
[学年] [学年番号]

4. 「あなたの年齢は、南関東学区の令和3年度の概要より算出料を算定して交付するときに、参考材料」と記述す。

5. 「令和3年度の算出料は、令和3年1月1日現在の「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」で、「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

6. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

7. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

8. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

9. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

10. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

11. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

12. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

13. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

14. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

15. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

16. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

17. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

18. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

19. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

20. 「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」(「令和3年1月1日現在の令和3年度の概要」)の「令和3年の算出料」を算出する。」と記述す。

式別印記(第16項関係)
防衛省実施新規科付書
【印記】 令和元年 月 日
【文書名】 特許庁官報 総
【印記欄】
【捺印欄】
【登録番号】
【商品及びその区分の範】
【選択権利新規権利登録入】
【登記主氏名】
【登記主住所】
【登録日】
【登録出典】
【登記文件種別】

ここに特例用印紙をはり付けること

(備考)

- 「[出番登録]」の欄には、「0000000000000000」というように防護修業票に基づく出番の初期順位を記入する番号を記載する。
- 第2項第4項の規定により、団体の所有する有形・無形の版権について、団体以外の部分の合併によって譲り受けたときは、「[著作権]」の欄に次式「[著作権の譲り受け]」の用語を記入して、「□」の上に団体のすべての者の部分合併の用語を記入する。



第一類 別表 (第六条関係) 化学品	
(一) 無機酸類	亜硫酸 塩化スルホン酸 塩酸 過塩素酸
混酸 硝酸 タングステン酸 ほう酸 よう	素酸 硫酸 りん酸
(二) アルカリ類	アンモニア水 か性カリ か性ソーダ 消石
灰水酸化アルミニウム 水酸化カルシウム	水酸化セリウム 水酸化バリウム 水酸化マグネシウム
(三) 無機塙類	イハロゲン化物 及びハロゲン酸塙
亜塙素酸ソーダ 塩化亜鉛 塩化アルミニウム 塩化アンモニウム 塩化カリ	シウム 塩化金 塩化銀 塩化クロム 塩化ジルコニウム 塩化鋸 塩化セリウム 塩化カル化そ <sup>レ</sup> 鉛 塩化鐵 塩化パラジウム 塩化バリウム 塩化マグネシウム 塩化マンガン 塩化りん 塩素酸ソーダ 過塩素酸アンモニウム 甘こう 工業塙 合成水晶石さらし粉 次亜塙素酸ソーダ 臭化アンモニウム 臭化ソーダ 昇こう ふつ化アルミニウム ふつ化カリ ふつ化ソーダ ふつ化カルシウム ふつ化セリウム ふつ化ソーダ ふつ化マグネシウム よう化アルミニウム よう化カリ よう化力ルシウム よう化銀 よう化ソーダ ロ硫酸塙
亜硫酸ソーダ 過硫酸アンモニウム 重亜硫酸ソーダ チオ硫酸ソーダ 硫酸亜鉛 硫酸アルミニウム 硫酸アンモニウム 硫酸カリ	硫酸銀 硫酸水銀 硫酸ソーダ 硫酸第一鉄 硫酸銅 硫酸鉛 硫酸ニッケル 硫酸バリウム 硫酸マグネシウム 亜硝酸銀 亜硝酸ソーダ 硝酸アルミニウム 硝酸アンモニウム 硝酸ウラン 硝酸カリ 硝酸力ルシウム 硝酸銀 硝酸水銀 硝酸ソーダ 硝酸鉄 硝酸バリウム 硝酸テリウム 硝酸鉛 硝酸バリウム 硝酸マンガン 二りん酸塙

キシレノール	クレゾール	石炭酸	タンニン酸	アミノフェノール	ピクリン酸	ヒドロキノン
アニソール	エチルエーテル	エチレンオキサイド	チモール	ニトロフェノール	ヒドロキノール	ニトロ
サイド	クロールメチルエーテル	ジイソップロピルエーテル	チオエーテル	ベンジルエーテル	メチルエーテル	
(十五)	エーテル類					
(十六)	アルデヒド類及びケトン類					
アセタール	アセトアルデヒド	アセトフエノン	アセタール	アセトアルデヒド	アセトフエノル	アセト
ノン	オキシム	キンヒドロン	ノン	オキシム	キンヒドロン	ノン
ノン	アセトン	クロトン酸	ノン	アセトン	クロトン酸	ノン
ノン	セミカルバゾン	セミカルバゾン	ノン	セミカルバゾン	セミカルバゾン	ノン
バラ	パラ	パラ	バラ	パラ	パラ	バラ
アルデヒド	ヒドロゾン	ヒドロゾン	アルデヒド	ヒドロゾン	ヒドロゾン	アルデヒド
ベンゾフエノン	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	ベンゾフエノン	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	ベンゾフエノン
(十七)	有機酸及びその塩類					
アジピン酸	アミノナフトールスルホン酸	クロトン酸	アジピン酸	アミノナフトールスルホン酸	クロトン酸	アジピン酸
ルイジン	安息香酸	オキシ酸	ルイジン	安息香酸	オキシ酸	ルイジン
シナフチオニ酸ソーダ	ギ酸	ギ酸塩	シナフチオニ酸ソーダ	ギ酸	ギ酸塩	シナフチオニ酸ソーダ
酸	クエン酸	グルタミン酸	酸	クエン酸	グルタミン酸	酸
ケトグリタール酸	コール酸	こはく酸	ケトグリタール酸	コール酸	こはく酸	ケトグリタール酸
酸	酢酸塩	サルチル酸	酸	酢酸塩	サルチル酸	酸
酸塩	重酒石酸カリ	重酒石酸カリ	酸塩	重酒石酸カリ	重酒石酸カリ	酸塩
酒石酸	酒石酸ソーダ	スルファニル酸ソーダ	酒石酸	酒石酸ソーダ	スルファニル酸ソーダ	酒石酸
ダ	セバシン酸	トルオールスルフォクロロラ	ダ	セバシン酸	トルオールスルフォクロロラ	ダ
イド	ナフチオニ酸ソーダ	乳酸	イド	ナフチオニ酸ソーダ	乳酸	イド
酸	無水フタール酸	フタール	酸	無水フタール酸	フタール	酸
クロール酢酸	メタアクリル酸	モノ	クロール酢酸	メタアクリル酸	モノ	クロール酢酸
(十八)	エステル類					
エチルフタレート	酢酸アミル	酢酸エステル	エチルフタレート	酢酸アミル	酢酸エステル	エチルフタレート
ル	酢酸オクチル	酢酸ビニル	ル	酢酸オクチル	酢酸ビニル	ル
酢酸メチル	ジエチルフタレート	ジメチル	酢酸メチル	ジエチルフタレート	ジメチル	酢酸メチル
ルフタレート	ジメチル硫酸	マロン酸エチル	ルフタレート	ジメチル硫酸	マロン酸エチル	ルフタレート
(十九)	窒素化合物					
アクリルニトリル	アジキシンベンゾール		アクリルニトリル	アジキシンベンゾール		アクリルニトリル
アセトアニリド	アゾベンゾール		アセトアニリド	アゾベンゾール		アセトアニリド
エチルアミン	エチルウレタン		エチルアミン	エチルウレタン		エチルアミン
イジン	ナフチルアミン		ニトロアニリン	クロールニトロベンゾール		イジン
ジシアソニアミド	ジニトロナフタレン		ジメチルアニリン	ダイアニジン		ジメチルアニリン
ジメチルアニリン	チオ尿		トリエタノールアミン	トリジン		トリエタノールアミン
素	バラ		トロ	トロ		トロ
トロ	トロ		トロ	トロ		トロ
トロトルオール	ニトロナフタレン		トロトルオール	ニトロナフタレン		トロトルオール
バラ	尿素		バラ	尿素		バラ
アミノアセトアニリド	ヒドロゾン		アミノアセトアニリド	ヒドロゾン		アミノアセトアニリド

チジン	(二十一) 異節環状化合物
インドール	カルバゾール キヌリン チオ
フエン	ピリジン ピリミジン ピロール
フラン	フルフロール
(二十二) 炭水化物	ガラクトー <sup>ゼ</sup> キシロ <sup>ーゼ</sup> グリコーゲン
セルローズ	デキストリン マンノーゼ ラ
ムノーゼ	
(二十三)	アラビヤゴム クレオソート し
か油	アルブミン ウレアーゼ グリアジン グル
ボルネオール	テリン グロブリン 糖たんぱく トリプシン
(二十四)	ヌクレオ坦んばく プロタミン ペプシン
物	ン りんたんばく
塩化カゴジル	たんぱく質及び酵素
ホスフイン	
(二十五) 有機金属化合物	
亜鉛エチル	オルガノシロキサン オルガノ
ハロゲノシラン	四エチル鉛 よう化亜鉛エ
チル	
(二十六) 界面活性剤	
起泡剤	吸着剤 仕上げ助剤 湿潤剤 柔軟
剤(洗濯用のものを除く。)	消泡剤 織布助
剤	浸透剤 精練助剤 染色助剤 帯電防止
剤(家庭用のものを除く。)	脱脂剤(家庭用のものを除く。)
分散剤	脱色剤 乳化剤 はつ水剤
チル	
(二十七) 化学剤	
亜鉛めつき用剤	イオン交換樹脂 イオン交
樹脂膜	化学用試剤 かす除去剤 可塑剤
加炭剤	壁紙剥離剤 加硫促進剤 還元剤
金属溶接剤	金属溶接助剤 空気連行剤
鋼鉄焼き入れ剤	ゴム用処理剤 酸化剤 消
火剤	触媒剤 食物保存剤 清缶剤 セメン
ト急結剤	セメント混合剤 耐火剤 耐水剤
タイヤのパンク防止剤	鋼鉄剤 鑄造剤
中和剤	つや消し剤 展着剤 電池用硫酸化防
止剤	土壤安定剤 軟化剤 燃料節約剤 剥
離剤	発熱剤 発熱用コムパウンド はんだ
付け用ペースト	皮革処理剤 被服のひだ付

二 植物育成剤	成長調整剤類	漂白剤 (洗濯用のものを除く)	け用剤
三 発芽抑制剤	植物ホルモン剤	防かび剤 防湿剤 防縮剤 防わし剤	凍剤
四 老化防止剤	ろ過清澄剤	防水剤 保溫剤 焼き戻し剤 溶剤	防水剤
五 工業用り及び接着剤	ゴムのり ゼ	ゴムのり ゼ	冷凍
六 樹脂	アラビヤのり カゼインのり デンブンのり ラジウム ランタン	アラビヤのり カゼインのり デンブンのり ラジウム ランタン	不
七 樹脂	水ガラス ラ	水ガラス ラ	
(一) 樹脂	テックスのり	テックスのり	
(二) 樹脂	四 高級脂肪酸	四 高級脂肪酸	
エポキシ樹脂	オレイン酸	オレイン酸	
ノール樹脂	ステアリン酸	ステアリン酸	
アクリル樹脂	アクリチニウム	アクリチニウム	
ポリイチレン樹脂	エルビウム	エルビウム	
ポリ塩化ビニル樹脂	リフオルニウム	リフオルニウム	
ポリスチレン樹脂	ジスプロシウム	ジスプロシウム	
ポリイソブチレン樹脂	ウム	ストロンチウム	
ポリ酢酸ビニル樹脂	セレニウム	セレニウム	
ポリブロモブチレン樹脂	テクネチウム	テクネチウム	
ポリブロモブチレン樹脂	トリウム	トリウム	
ポリブロモブチレン樹脂	リチウム	リチウム	
六 非金属鉱物	硫黄	土 酸性白土	土 酸性白土
七 原料プラスチック	鉱	土 重晶石	土 重晶石
(一) 樹脂	塗料	硝石	硝石
(二) 樹脂	メラミン樹脂	天然黒鉛	天然黒鉛
樹脂	エポキシ樹脂	珪藻土	珪藻土
樹脂	ノール樹脂	珪藻土	珪藻土
樹脂	アクリル樹脂	珪藻土	珪藻土
樹脂	ポリイチレン樹脂	珪藻土	珪藻土
樹脂	ポリ塩化ビニル樹脂	珪藻土	珪藻土
樹脂	ポリ酢酸ビニル樹脂	珪藻土	珪藻土
樹脂	ポリブロピレン樹	珪藻土	珪藻土

類二 第			
一	塗料	八	パルプ
油ペイント 漆	エナメル 切り粉	セロローズプラスチック	酢酸セルローズプラスチック
料 合成樹脂塗料	さび止め塗料	セロロイド	(四) たんぱく質プラスチック
水性塗料 ステイン	船底塗料	カゼイン樹脂	
耐薬品塗料 磁の粉	ドライヤー	(二) 砕木パルプ	
ンナ塗装用パテ	塗料用糊	ケミグランードパルプ	
二 染料 防水塗料	ラッカー ワニス	特碎木パルプ	
(二) 化学肥料		並碎木パルプ	
塩安 塩化カリ肥料	過りん酸石灰	亞硫酸バルプ	
リ肥料 重過りん酸石灰	硝酸ソーダ	クラフトバルプ	
焼成カリ肥料	石灰窒素	カルバルプ	
マスリン肥 尿素	チリ硝石	ソーダバルプ	
肥 硫安 硫酸カリ肥料	トーチ	レーヨンバルプ	
(二) 天然肥料	マンガン肥料	九 工業用粉類	
海産肥料 グアノ	溶成りん	くず粉 小麦粉 米粉	
酒かす しょうゆかす	骨粉	つまいも粉 じゃがいも粉	
ピート ビールかす	搾油かす	麦粉	
(三) 複合肥料	堆肥	十 肥料	
化成肥料 配合肥料	肉粉	塩安 塩化カリ肥料	
(四) 植物生育用人工土壤	ぬか	リ肥料 重過りん酸石灰	
鉱物製の植物生育用人工土壤	腐葉土	焼成カリ肥料	
製の植物生育用人工土壤		マスリン肥 尿素	
(十一) 写真材料		肥 硫安 硫酸カリ肥料	
青写真紙 印画紙	乾板	(二) 天然肥料	
閃光粉 定着剤	現像薬	海産肥料 グアノ	
十二 工業用人工甘味料	試験紙	酒かす しょうゆかす	
ものを除く。) 耐薬品塗料	(医療用の	ピート ビールかす	
十三 塗装用パテ	試験紙	(医療用の	

(二) ジャスミン油	ラバ油	はつか油
(三) 合成香料	ベルガモット油	バニラ油
(二) 動物性天然香料	ラベンダー油	
じや香	りゆうぜん香	
(四) 調合香料		
ゲラニオール	人造じや香	バニリン
オトロピン		ヘリ
(五) 精油からなる食品香料		
吸香	薰香	線香
四 化粧品	三 薫料	二 合成香料
四 化粧品	三 薫料	二 合成香料
(一) おしろい	紙おしろい	紙おしろい
い 粉おしろい	クリームおしろい	固形おしろい
い 粉おしろい	練りおしろい	水おしろい
二 化粧水	一般化粧水	ハイゼニツククリーム
二 化粧水	スキンローション	ハンドクリーム
性化粧水	乳液	ハンドローション
性化粧水	粘液	ひげそり用化
粧水	糊液	リーム
(三) クリーム	コールドクリーム	日焼けクリーム
クリーミングクリーム	バニシングクリーム	日焼け止めクリーム
ハイゼニツククリーム	ハンドローション	漂白クリーム
ハンドクリーム	ひげそり用クリーム	リーム
ハンドクリーム	ひげそり用クリーム	リツ
ブクリーム	日焼け止めクリーム	
(四) 紅	練り紅	リーム
口紅	ほお紅	
(五) 頭髪用化粧品		
髪油	カラーリンス	
すき油	セッティングローション	
チック	コールドパーム用液	
チック	染毛剤	
チック	ヘアマネント用液	
チック	びん付け油	
チック	ヘアーフィク	
チック	ヘアートリートメント	
チック	ヘアーラッカ	
チック	ヘアーリンス	
チック	ベー	
(六) 香水類		
オーデコロン	香水	
未香水	固体香水	
(七) アイシャドウ	練り香	
防臭剤	粉	
エナメル	あぶらとり紙	
エナメル	身体用	
エナメル	タルカムパウダー	
エナメル	ネイルエナメル除去液	
イル	バスソルト	
イル	バスオイル	
イル	ペッシュ用化粧料	
イル	ベビーオイル	
イル	マスカラ	
イル	まゆ墨	

第一類五 第一藥劑	
(二) 中枢神經系用薬剤	覚せい剤 解熱鎮痛剤 抗てんかん剤 興奮剤
鎮痙剤 発汗剤 催眠鎮静剤 全身麻酔剤	(二) 末しょう神經系用薬剤
局所麻酔剤 骨格筋弛緩剤 止汗剤 自律神經剤	(三) 感覚器官用薬剤
眼科用剤 耳鼻科用剤 鎮量剤	(四) アレルギー用薬剤
抗ヒスタミン剤 刺激療法剤	(五) 循環器官用薬剤
強心剤 血圧降下剤 血管収縮剤 血管補強剤	(六) 脳出血予防剤 不整脈治療剤 利尿剤
(七) 呼吸促進剤 せき止めあめ 鎮咳きよ痰剤	胃腸洗浄剤 洗腸剤 下剤 健胃消化剤 口腔用剤 催吐剤 歯科用剤 制酸剤 整腸剤
(八) ホルモン剤 甲状腺副甲状腺ホルモン剤 混合ホルモン剤 女性ホルモン剤 すい臓ホルモン剤 咳液腺ホルモン剤 男性ホルモン剤 腦下垂体ホルモン剤 副腎ホルモン剤	(九) 泌尿生殖器用又は肛門用の薬剤 子宮収縮剤 療疾用剤 通経剤 尿路消毒剤 避妊剤 鎮吐剤 ひまし油 虫歯予防剤 利胆剤
(十) 外皮用薬剤	(十) 医療用せっけん 医療用ベビーオイル 医療用ベビーパウダー 化のう性疾患用剤 寄生性皮膚疾患用剤 殺菌消毒剤 収れん剤 消炎剤 鎮痛剤 鎮痒剤 てんか粉 皮膚軟化剤 毛髪用剤
(十一) ビタミン剤	肝油ドロップ 総合ビタミン剤 ビタミンA剤 ビタミンC剤 ビタミンD剤 ビタミンB剤 複合ビタミン剤
(十二) アミノ酸剤	スレオニン トリプトファン メチオニン リジン
(十三) 滋養強壮変質剤	王乳 カルシウム剤 コンドロイチン製剤 食品強化剤 腸器製剤 たんぱくアミノ酸製

剤	糖類剤	無機質製剤	薬用酒	有機酸製
(十四) 血液用剤	血液凝固阻止剤	血液代用剤	血しよう	止
血剤				
(十五) 代謝性薬剤	解毒剤	酵素製剤	催乳剤	脂好性因子製剤
	習慣性中毒治療剤			
(十六) 細胞賦活用薬剤	クロロフイル製剤	色素製剤		
(十七) 腫瘍治療用薬剤	がん治療剤	肉腫治療剤		
	(十八) 物理的障害治療用薬剤			
	熱射病治療剤	放射線病治療剤		
(十九) 化学的障害治療用薬剤	塩素中毒治療剤	ひ素中毒治療剤	ベンゾール	
	中毐治療剤			
(二十) 抗生物質製剤	エリスロマイシン製剤	クロラムフェニコール製剤	コマインシン製剤	チオルチン製剤
	コリスチンボリミキシン製剤	ストレプトマイシン製剤	トライサイクリン製剤	リコマイシン製剤
	ペニシリン製剤	複合抗生物質製剤	ペニシリン製剤	
(二十一) 化学療法剤	駆梅剤	抗結核剤	抗ハンセン病剤	サルファ剤
	(二十二) 生物学的製剤	抗菌素血清類	抗毒素類	混合製剤
	の試験用製剤類	トキソイド類	毒素類	ワクチン類
	(二十三) 寄生動物に対する薬剤			
	(二十四) 調剤用剤	驅虫剤	抗原虫剤	
		(二十五) 診断用薬剤		
		X線造影剤	診断用試薬	診断用培地
		(二十六) 治療用又は診断用のアイソトープ		
		標識物質		
(二十七) 麻薬	矯臭剤	矯味剤	着色剤	軟こう基剤
	剤	溶解剤		賦形
(二十八) 生薑、黒焼き及びもぐさ	アルカロイド系製剤			
(二十九) 動物用薬剤				

類六 第						
一 鐵及び鋼	(二) 鐵	海綿鐵 合金鉄	純鉄塊	銑鐵	鑄鐵	粒鐵
(一) 鋼	(二) 鋼	特殊鋼 普通鋼	(三) 鋼半成品	シートバー スケルブ	スラブ	チンバー
(四) 圧延鋼材	外輪 鋼管 鋼板	再生鋼材	条鋼	山形鋼		
(五) 鉄鋼二次製品	亜鉛鐵板 クラッド鋼板	中空鋼	ビニル鋼			
(六) 鉄くず	ブリキ板 磨棒鋼					
(七) 切り粉 合金鉄くず	炭素鋼くず	低銅炭素				
(八) 鋼くず						
(九) 非鉄金属及びその合金						
(一) 銅及び銅合金	銅合金地金 銅粗製品	銅地金	銅又は銅合			
(二) 鉛及び鉛合金	金の铸物 はく、粉及び伸伸材	はく、粉及び伸銅品				
(三) 亜鉛及び亜鉛合金	亜鉛合金地金 亜鉛粗製品	亜鉛地金	鉛又は鉛合			
(四) すず及びすず合金	金の铸物 はく、粉及び伸伸材	すず粗製品	すず地金	すず		
(五) すず合金地金	すず合金の铸物 はく、粉及び伸伸材	すず粗製品	すず地金	すず		

第一類 金属加工機械器具	
(一) 金属工作機械器具	二十二 アイゼン カラビナ 拍車 ハーベ
(二) 金屬製靴合わせぐぎ 金屬製靴くぎ	二十三 金属製靴ひよう
(三) 金属製屋外用ブラインド	二十四 金属製屋外用ブラインド
(四) 金属製記念カップ 金属製記念たて	二十五 金属製記念カップ

第二類 土木機械器具	
(一) 地盤機械	二二 地盤機械
(二) 基礎工事機械	二三 地盤機械
(三) 整地機械	二四 地盤機械
(四) 整地機械	二五 地盤機械

第三類 織機	
(一) 織機	二二 織機
(二) 特殊織機	二三 特殊織機
(三) 普通力織機	二四 普通力織機
(四) 編組機械器具	二五 編組機械器具

第四類 荷役機械器具	
(一) 荷役機械器具	二二 荷役機械器具
(二) 荷役機械器具	二三 荷役機械器具
(三) 荷役機械器具	二四 荷役機械器具
(四) 荷役機械器具	二五 荷役機械器具

(六) タービン ガスターービン 空気タービン 蒸気タービン	(七) 圧縮空氣機関 原子力原動機 水力タービン
(八) 水車 風車 風水力機械器具	(二) ポンプ 往復真空ポンプ 回転真空ポンプ 拡散ポン
(九) ポンプ 斜流ポンプ 真空ポンプ	(一) 遠心ポンプ 往復ポンプ 回転ポンプ 軸流
(十) 遠心送風機 回転送風機 軸流送風機 ター ボ送風機	(三) 送風機 遠心送風機 往復圧縮機 回転圧縮機 軸流
(十一) 圧縮機 ターボ圧縮機 十八 農業用機械器具	(四) 圧縮機 遠心圧縮機 往復圧縮機 回転圧縮機 軸流
(十二) 耕うん機械器具 (手持ち工具に当たるもの を除く。)	(五) 耕うん機械器具 (手持ち工具に当たる ものを除く。)
(十三) 株切り機 碎土機 犁 動力耕うん機 レー キ	(六) 栽培機械器具
(十四) 収穫機械器具	(七) 植付け機械器具 除草機械器具 施肥用機械
(十五) 器具 種まき機械器具 中耕機械器具 病虫 害防除機械器具	(八) 剣取機 草干し機 脱穀機 俵締め機 唐箕 <small>カタハシ</small>
(十六) 草用結束装置 もみすり機	(九) かます編み具 碎茎機 製糞機 疊表織機
(十七) (五) 蚕種製造用又は養蚕用の機械器具	(十) 俵編み器 ちよ麻仕上げ機 ちよ麻はく皮機
(十八) 蚕網 蚕むしろ 桑切り機 蚕種検査用機械	(十一) 繩仕上げ機 繩ない機 わら打ち機
(十九) 散卵塩水選別機 散卵收容器 散卵浸 酸機 散卵洗浄機 産卵台紙 飼育箱 雌雄鑑別器	(二十) 牛乳過器 壓乳機 飼料粉碎機 飼料壓搾機 飼料裁断機 飼料配合機
網揚げ機 トロールワインチ ラインホーラ	

類八第		二十 ミシン 革機械 二十二 3Dプリンター
(一)	手動工具	二十一 ガラス器製造機械 靴製造機械 製
(二)	げんのう つち ハンマー ねじ回し類	二十三 機械式の接着テープディスペンサー 自動スタンプ打ち器
(三)		二十四 起動器 交流電動機及び直流電動機 (陸上の乗物用の交流電動機及び直流電動機 (その部品を除く。) を除く。) 交流発電機 直流発電機
(四)		二十五 機械式駐車装置 エレベーター式駐車装置 循環式駐車装置
(五)		二十六 ガソリンステーション用装置 業務 用攬はん混合機 業務用皮むき機 業務用切 さい機 自動販売機 芝刈機 食器洗浄機 修繕機械器具 電気式ワックス磨き機 電 気洗濯機 電気掃除機 電機ブラン 電気ミ キサー 電動式カーテン引き装置 電動式扉 自動開閉装置 陶工用ろくろ 塗装機械器具 乗物用洗浄機
(六)		二十七 廃棄物圧縮装置 廃棄物破碎装置
(七)		二十八 機械要素 (陸上の乗物用のものを除 く。)
(八)		(一) 軸 軸受 軸継ぎ手
(九)		(二) 動力伝導装置
(十)		遊車 滑車 カム 逆転機 クラッチ機構
(十一)		減速機 水力だめ 増圧器 調車 動力伝導 用ベルト 歯車 変速機 流体継ぎ手 流体 トルクコントローラー リンク ローラーチェ ーン
(十二)		(三) 緩衝器
(十三)		空気ばね ばね緩衝器 ばね油圧緩衝器
(十四)		(四) 制動装置
(十五)		円すいブレーキ 円板ブレーキ 帯ブレーキ ブロックブレーキ
(十六)		(五) ばね うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね
(十七)		(六) バルブ アンゴルバルブ 球バルブ コック 自動調 整弁 ちよう形バルブ
(十八)		二十九 ミシン針 メリヤス機械用編針

類九 第	
一 理化学機械器具	二 測定機械器具
(一) 実験用機械器具	(一) 実験用噴霧器
エアガス発生器 恒温器 恒湿器 実験用ガ	殺虫剤用噴霧器 (手持ち工具に当たるものに限る。) 十能 暖炉用ふいご (手持ち工具に当たるものに限る。)
ラス器具 実験用陶磁製器具 実験用炉	レントナイフ 火ばし ピンセット
(二) 模型及び標本	九 アイロン
カール用ヘアアイロン	カール用ヘアアイロン ストレート用ヘアア
(二) 基本単位計量器	イロン
温度計 ガスマーダー 恒温器 恒湿器 実験用ガ	八 殺虫剤用噴霧器 (手持ち工具に当たるものに限る。) 十能 暖炉用ふいご (手持ち工具に当たるものに限る。) パレントナイフ 火ばし ピンセット
ト はかり 卷尺 升 面積計 物指し	六 アイロン チヤコ削り器
(二) 誘導単位計量器	七 水中ナイフ 水中ナイフ保持具 ピッケ
圧力計 液面計 音高計 回転計 加速度計	ル
屈折度計 光束計 光度計 高度計 湿度計	四 電気かみそり及び電気バリカン ひげそ
計 照度計 振動計 騒音計 測程儀 速度計	り用具入れ ペディキュアセット まつ毛カ
計 热量計 粘度計 濃度計 比重計 密度計	トル器 マニキュアセット
計 力計 流量計 角度ゲージ 角度割り出し機 球面計 傾斜計	五 エッグスライサー (電気式のものを除く。) カツター (電気式のものを除く。) フォーク
(三) 精密測定機械器具	六 アイロン チヤコ削り器
角度ゲージ 角度割り出し機 球面計 傾斜計	七 水中ナイフ 水中ナイフ保持具 ピッケ
計 光波干涉測長機 真直度測定機械器具	ル
投影機 度盛測定機 長さゲージ ねじ測定	三 くわ 人力織機 鋸 レーキ、組ひも機及び靴製造用靴型 (手持ち工具に当たるものに限る。)
機械器具 比較測長機 表面粗さ測定器 平	四 電気かみそり及び電気バリカン ひげそ
面度測定機械器具	り用具入れ ペディキュアセット まつ毛カ
(四) 自動調節機械器具	トル器 マニキュアセット
圧力自動調節機械器具 液体自動調節機械器具	五 エッグスライサー (電気式のものを除く。) カツター (電気式のものを除く。) フォーク
具 液体組成自動調節機械器具 液面自動調	六 アイロン チヤコ削り器

(五) 材料試験機	節機械器具、温度自動調節機械器具、自動燃焼調節機械器具、真空自動調節機械器具、熱量自動調節機械器具、プログラム調節機械器具
金属材料圧縮試験機	金属材料硬さ試験機
金属材料強度試験機	ゴム試験機 コンクリート試験機 セメント試験機 繊維材料試験機 プラスチック試験機 木材試験機
(六) 測量機械器具	アリーダード 気象観測用機械 基台 距離測量機 クリノメーター 三脚 磁気コンパス 磁針 ジヤイロコンパス ジヤイロ磁気コンパス 写真測量機 水準測量機 精密経緯儀 測桿 測鎖 ターゲット トランシット 標尺 六分儀
(七) 天文用測定機械器具	子午儀 天体分光儀 天頂儀
(八) 隠蔽率測定紙	温度指示用シート 発錆度測定用試験片
開閉器	遮断器 制御器 整流器
接続器	断路器 蓄電器 抵抗器 点滅器
配線箇	配電盤 ヒューズ 避雷器 変圧器
誘導電圧調整器	リアクトル
四 太陽電池 電池	(二) 太陽電池
乾電池 濡電池 蓄電池	(二) 電池
五 電気磁気測定器	
位相計	オッショグラフ 回路計 空中線測定器 検出器 漏計 磁気測定器 周波数計 真空管特性測定器 積算電力計 抵抗測定器 電圧計 電波測定器 電流計 発振器 容量測定器 電力計
六 電線及びケーブル	(一) 電線 ゴム線 特殊被覆電線 裸線 プラスチック 線巻き線
終端函	(二) ケーブル
ブル	接続函 接続用スリーブ 動力ケーブル 光ファイバーケーブル
シヤツタ	ジャバラ スプレー ライ

九	光学機械器具	八 映写機 映写機 セルフタイマー 映写機用透明シート 閃光器
(一)	露出計	球 フайнダー フィルター フード フラッシュガン マガジン レリーズ レンズ
(二)	望遠鏡類	機械器具 機械器具 撮影機
鏡筒	三脚	潜望鏡 反射鏡 プリズム
ズーム	望遠鏡	双眼鏡 金属顕微鏡 生物顕微鏡 反射鏡
(二)	顕微鏡類	拡大鏡 鏡筒 プリズム 偏光顕微鏡 立体鏡 レンズ
十 眼鏡	(一) 眼鏡	眼鏡 防じん眼鏡
運動用ゴーグル	水中マスク	コンタクトレンズ 水中眼鏡 鼻眼鏡 普通眼鏡
ラス	コントакトレンズ用容器	コンタクトレンズ用容器 つる鼻眼鏡のマウント 鼻眼鏡用鎖 鼻眼鏡用ひも 眼鏡ケース
(二) 眼鏡の部品及び附属品	眼鏡ふき	レンズ 枠
十一 救命用具	十二 救命網 救命帶 救命胴衣 救命浮標	救命網 救命帶 救命胴衣 救命浮標
(一) 電気通信機械器具	電気通信機械器具	電気通信機械器具
(二) 電話機械器具	インターホン 携帯電話機	自動交換機 手動交換機 電話機
(三) 搬送機械器具	印刷電信機 自動電信機	写真電送機 手動電信機 中継交換機 ファクシミリ
(四) 放送用機械器具	音声周波電送機械器具	ケーブル搬送機械器具
(五) 無線通信機械器具	テレビジョン受信機	電力線搬送機械器具 裸線搬送機械器具
機械器具 固定局多重通信機械器具 固定局单一通信機械器具 車両用通信機械器具 船舶用通信機械器具	ラジオ受信機	ラジオ送信機

ハ	ガイガーチ計器	高周波ミシン	サイク
ロトロン	産業用X線機械器具	産業用ベー	用測深器
タートロン	磁気探査機	磁気探知機	超音波応用探
探鉱機械器具	水中聴音機械器具	超音波応用探	地下水
知機	電子応用扉自動開閉装置	電子顕微鏡	電子顕微鏡
(二)	電子管		
X線管	光電管	真空管	整流管
管	放電管		プラウン
(三)	半導体素子		
サーキムスター	ダイオード	トランジスター	
発光ダイオード			
(四)	電子回路	(電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路を除く。)	
記憶させた電子回路			
集積回路	大規模集積回路		
(五)	電子計算機用プログラム		
十六	科学用人工衛星		
十七	家庭用テレビゲーム機用プログラム		
業務用テレビゲーム機用プログラム	携帶用		
液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM	スロットマシン用プログラム	ぱちんこ器具用プログラム	
十八	運動技能訓練用シミュレーター	乗物運転技能訓練用シミュレーター	
十九	回転変流機	調相機	
二十	鉄道用信号機	乗物の故障の警告用の	
三角標識	発光式又は機械式の道路標識		
二十一	火災報知機	ガス漏れ警報器	消防
器	消火栓	消火ホース	消火ホース用ノズ
ル	消防車	消防艇	スプリンクラー
置	盗難警報器	保安用ヘルメット	消防被服
服	防災頭巾	防じんマスク	防毒マスク
二十二	磁心	抵抗線	電極
器	二十三	映写フィルム	溶接マスク
二十三	映写フィルム	スライドフィルム	スライドフィルム
スライドフィルム用マウント	インターネット	インターネット	ネットワーク
トを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル	録画済みビデオディスク	録画済みビデオディスク	データベース
及びビデオデータ	データベース	データベース	データベース
二十四	電子出版物		
二十五	駐車場用硬貨作動式ゲート		
二十六	青写真複写機	金銭登録機	硬貨の
計数用又は選別用の機械			製図
用又は図案用の機械器具	タイムスタンプ	タイムコードシステム機	
タイムレコーダー	パンチカード	パンチカード	
機	票数計算機	郵便切手のはり付けチエツ	

## 類十 第

二十七	ウエイトベルト	運動用保護ヘルメット
二十八	機械器具	エアタンク シュノーケル 潜水用機械器具 ホイツル レギュレーター 檢卵器
二十九	潜水用耳栓	潜水用耳栓
三十	携帯情報端末	携帯情報端末
(一)	携帯情報端末	腕時計型携帯情報端末 スマートウォッチ
(二)	携帯情報端末	携帯情報端末の部品及び附属品
(三)	携帯情報端末	携帯情報端末用ケーブル
(四)	オーバーアーム	スマートフォン用ケーブル
(五)	マートフォン用ストラップ	スマートフォン用ストラップ
(六)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(七)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(八)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(九)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十一)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十二)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十三)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十四)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十五)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十六)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十七)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十八)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(十九)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十一)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十二)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十三)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十四)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十五)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十六)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十七)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十八)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(二十九)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル
(三十)	マートフォン用ケーブル	スマートフォン用ケーブル

## 類一 第

(一)	医療用機械器具	医療用機械器具
(二)	診断用機械器具	診断用機械器具
(三)	胃鏡	核磁気共鳴CT装置
(四)	眼圧測定器	角膜検査用器具
(五)	眼圧機械器具	眼圧測定器
(六)	舌圧子	骨盤計測器
(七)	体温計	血液検査器
(八)	工具	息子
(九)	聴診器具	心電
(十)	聴力検査用器具	打診器
(十一)	手術用機械器具	脳波記録器
(十二)	手術機	サーフィン用ウェットスーツ
(十三)	電気メス	水上スキーウェットスーツ
(十四)	白金焼灼器	水上スキー用
(十五)	皮膚成形器具	水上スキー用
(十六)	ジ骨接合機械器具	特殊衣服
(十七)	麻酔吸入用器具	特殊衣服
(十八)	処置器	特殊衣服
(十九)	(三) 治療用機械器具	特殊衣服
(二十)	吸引器	紫外線
(二十一)	高周波治療器	紫外線
(二十二)	灯治療器	紫外線
(二十三)	除細動器	紫外線
(二十四)	スメーク	紫外線
(二十五)	水銀灯治療器	紫外線
(二十六)	スメーク	紫外線
(二十七)	穿刺器具	紫外線
(二十八)	注入器具	紫外線
(二十九)	超短波治療機械器具	紫外線
(三十)	治療用機械器具	紫外線
(一)	器具	紫外線
(二)	透析器	紫外線
(三)	放射性物質利用治療機械器具	紫外線
(四)	未熟児用保育器	紫外線
(五)	輸血器具	紫外線

## 類二 第

(一)	ガスレンジ	ガスレンジ
(二)	加熱器	ガス沸かし器
(三)	X線CT装置	ガス沸かし器
(四)	蹄鉄用機械器具	調理台
(五)	医療用サポーター	調理台
(六)	矯正機械器具	流し台
(七)	穿刺器具	ガスレンジ
(八)	器械戸棚	ガス沸かし器
(九)	手術台	ガス沸かし器
(十)	手術用照明器具	ガス沸かし器
(十一)	解剖台	ガス沸かし器
(十二)	器械台	ガス沸かし器
(十三)	手術用器具	ガス沸かし器
(十四)	手術用器具	ガス沸かし器
(十五)	手術用器具	ガス沸かし器
(十六)	手術用器具	ガス沸かし器
(十七)	手術用器具	ガス沸かし器
(十八)	手術用器具	ガス沸かし器
(十九)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十一)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十二)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十三)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十四)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十五)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十六)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十七)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十八)	手術用器具	ガス沸かし器
(二十九)	手術用器具	ガス沸かし器
(三十)	手術用器具	ガス沸かし器

## 類三 第

(一)	ガス炉	ガス炉
(二)	電気火鉢	電気火鉢
(三)	電気火鉢	電気火鉢
(四)	電気火鉢	電気火鉢
(五)	電気火鉢	電気火鉢
(六)	電気火鉢	電気火鉢
(七)	電気火鉢	電気火鉢
(八)	電気火鉢	電気火鉢
(九)	電気火鉢	電気火鉢
(十)	電気火鉢	電気火鉢
(十一)	電気火鉢	電気火鉢
(一二)	電気火鉢	電気火鉢
(一三)	電気火鉢	電気火鉢
(一四)	電気火鉢	電気火鉢
(一五)	電気火鉢	電気火鉢
(一六)	電気火鉢	電気火鉢
(一七)	電気火鉢	電気火鉢
(一八)	電気火鉢	電気火鉢
(一九)	電気火鉢	電気火鉢
(二〇)	電気火鉢	電気火鉢
(二一)	電気火鉢	電気火鉢
(二二)	電気火鉢	電気火鉢
(二三)	電気火鉢	電気火鉢
(二四)	電気火鉢	電気火鉢
(二五)	電気火鉢	電気火鉢
(二六)	電気火鉢	電気火鉢
(二七)	電気火鉢	電気火鉢
(二八)	電気火鉢	電気火鉢
(二九)	電気火鉢	電気火鉢
(三〇)	電気火鉢	電気火鉢

(二) 航空機	オートジャイロ 気球 グライダー 水上飛行機 水陸両用飛行機 ターボジェット機 ターボプロップ機 飛行船 プロペラ機 ヘリコプター
回転翼	航空機の部品及び附属品
車輪	降着装置 座席 酸素装置 支柱
胴体	主翼 操縦装置 タイヤ チューブ
防水装置	燃料タンク 羽布 尾翼 プロペラ
三 鉄道車両	油圧装置 並びにその部品及び附属品
(二) 鉄道車両	
貨車	客車 ケーブルカー 蒸気機関車
雪車	蓄電池機関車 電気機関車 電車
燃機関車	内燃電気機関車 内燃動車
(二) 鉄道車両の部品及び附属品	
網棚	座席 車体 車輪 集電機械器具 台
車台枠	つり革 扇 閉開装置 連結機
(三) スキーリフト	内燃動車 (荷役用のものを除く)
四 自動車	並びにその部品及び附属品
(一) 自動車	
貨物自動車 救急車 競争自動車 クレーン付きトラック コンクリートミキサー車 散水車 乗用車 水陸両用車 雪上車 宣伝カー	
一 装甲車 ダンプカー 図書館車 トランクター トラック トレーラー トロリーバスバス フォークリフトカー 靈きゆう車	
(二) 自動車の部品及び附属品	
エアバッゲン 風よけひさし 空気ポンプ ラッヂペダル 警音器 座席 座席カバー 車体カバー 車輪 スポークタイヤ チューブ とつて 扇 泥よけ 荷物台 バックミラー ハンドル ハンドルカバー バンパー	
一 風防ガラス 方向指示器 ほろ ット 窓カーテン 予備車輪支持具 リム ルーフラック ワイパー	
五 二輪自動車 並びにその部品及び附属品	
(二) 二輪自動車の部品及び附属品	
空気ポンプ 警音器 サドル スタンド スペーカータイヤ チューブ ホールドフットペダル 前ホーク リム	

十 第	一 銃 砲	(二) 自転車 運搬車 折り畳み式自転車 軽快車 実用車 スポーツツーリスト車 タンデム車
		(二) 自転車の部品及び附属品 ギヤクラシック 空気ポンプ 警音器 サドル スタンド スポークタイヤ チェーン チェーンケース チューブ 泥避け 荷かご 握り荷台 ハブ ハンドル フリーホイ ル フレーム ペダル 前ホーク リム 七 乳母車 車椅子 人力車 そり 手押し 車 荷車 馬車 リヤカート
		八 荷役用索道 九 牽引車
		十 陸上の乗物用の動力機械器具 (その部品 を除く。)
		(二) 内燃機関 ガソリン機関 ディーゼル機関 灯軽油機関
		(二) 蒸気機関 車両用蒸気機関
		(三) ジェット機関 ターボジェット機関 ターボプロップ機関
		(四) タービン ガスタービン 空気タービン 蒸気タービン
		十一 陸上の乗物用の機械要素 水力タービン
		(二) 軸受 軸継ぎ手
		(二) 動力伝導装置 遊車 カム 逆転機 クラッチ機構 減速機
		調車 動力伝導用ベルト 齒車 変速機
		流体継ぎ手 流体トルクコンバーター リン ク ローラーチェーン
		(三) 緩衝器 空気ばね ばね緩衝器 ばね油圧緩衝器
		(四) ばね うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね
		(五) 制動装置 円すいブレーキ 円板ブレーキ 帯ブレーキ ブロックブレーキ
		十二 陸上の乗物用の交流電動機又は直流電 動機 (その部品を除く。)
		十三 タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり 付け片 乗物用盜難警報器 落下傘

十 第		類 五 十 第	
一 紙 類	一 樂 器	(二) 時計	(一) 時計
		腕時計 置き時計 懐中時計 自動車用時計 ストップウォッチ 柱時計 目覚まし時計	ゼンマイ 時計側 時計鎖 時計のガラス 時計バンド 鈿 振子 文字盤
		(二) 時計の部品及び附属品 七 貴金属製記念カップ	(二) 時計側 時計鎖 時計のガラス 八 キーホルダー 貴金属製記念たて
		(二) 洋楽器 アコーディオン オーボエ オカリナ オル ガン オルゴール カスタネット ギター クラリネット コルネット コントラバス サキソホーン シンバル タンバリン チェ ロチ ヤイム テインパニー 鉄琴 トライ アングル ドラム トランペッタ トロンボ ーン ハーフ ハーモニカ バイオリン バ グバイブ ハンドベル ピアノ ピオラ アゴット フルート ホルン マンドリン ミュージックシンセサイザー 木琴	(二) 洋楽器の部品及び附属品 弦 弱音器 ドラム用スティック ピック マウスピース 弓 リード (三) 和楽器 二 楽譜台 指揮棒 三 音さ 調律機
		(二) 洋楽器 弦 弱音器 ドラム用スティック ピック マウスピース 弓 リード (三) 和楽器 二 楽譜台 指揮棒 三 音さ 調律機	(二) 宝玉及び宝玉石の模造品 エメラルド 黄玉石 かんらん石 貴金属製 糸 玉髓 サファイア さんご 真珠 人造 宝 玉 水晶 ダイヤモンド たんぱく石 ひ すい へき玉 めのう ルビー (二) 宝玉の原石 めのうの原石 (二) 宝玉及び宝玉石の模造品 五 宝玉及びその原石並びに宝玉石の模造品

## 類六

(一) 洋紙	印刷用紙 インディアペーパー カーボン原紙 グラシンペーパー 新聞用紙 吸い取り紙 タイプライターペーパー トイレットペーパー 筆記用紙 包装用紙 ライスペーパー 硫酸紙 ろ紙
(二) 板紙	アイボリー紙 色板紙 黄板紙 白板紙 心地紙 段ボール原紙 チップボード紙 表紙 ポストカード紙 ルーフィング原紙
(三) 和紙	温床紙 傘紙 火薬包み紙 がんび紙 工芸紙 こうぞ紙 証券紙 障子紙 書道用紙 仙貨紙 ちり紙 典具じょう紙 贈写原紙用紙 鳥の子紙 ナップキン紙 複写紙 奉書紙
(四) 加工紙	紙製レース 擬革紙 ジャガードカード 耐酸紙 段ボールパラフィン紙 ふすま紙 防火紙 防かび紙 防水紙 防錆紙 防油紙 (五) セロハン類 普通セロハン 防湿セロハン
(六) 合成紙	二 紙製包装用容器 紙箱 紙袋 段ボール箱 ファイバーボール 防火紙 防かび紙 防水紙 防錆紙 防油紙 (七) 文房具類 紙製文房具
(一) 紙製文房具	絵画軸 書版画 八 文房具類
(二) 紙製文房具	アルバム カード スクラップブック
(三) 紙製文房具	しきし スケッチブック
(四) 紙製文房具	けい パー

## 類七十

(一) ゴム	棒 天然ゴム 再生ゴム 生ゴム ゴム板 ゴム液 ゴム管 フォームラバー ゴム
(二) ゴム	墨汁 水引 指サック
(三) 絵画用材料	九 事務用又は家庭用のり及び接着剤 アラビヤのり 海草のり かすがいのり 力ゼインのり ゴムのり コンニヤクのり ゼラチンのり でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり
(四) 絵画用材料	立筆 箱 文鎮 分度器 ペーパーナイフ 墨汁 水引 指サック
(五) 化学繊維	十 あて名印刷機 印刷用インクル 十一 いろがみ 写し絵 折り紙 切り抜き 版複写機 文書細断機 封ろう マーキング 用孔開型板 郵便料金計器 輪転贈写機 消印機 製図用具 装飾塗工用ブラン タイ千代紙 ぬり絵

## 類八十一

(一) 皮革	(一) 合成ゴム アクリルゴム シリコーンゴム スチレンゴム タジエンゴム ニトリルゴム ブチルゴム フッ素ゴム エボナイト 塩化ゴム 塩酸ゴム 多硫化ゴム ゴム誘導体 ゴム製又はバルカンファイバー製の除く。ゴム製又はバルカンゴム系(織物用のものを除く。)ゴムひもを除く。ゴムひも
(二) 原革	一 ゴム
(三) 革ひも	二 手帳 伝票 贈写原紙 トレー・シングク 簿手帳 便せん 封筒 方眼紙 名刺用紙 用せん
(四) 革ひも	三 袋物 手提げかばん 肩掛けかばん グラッドストン ペン先 ペン軸 ボールペン 万年筆
(五) 踏鉄	四 携帯用化粧道具入れ リュックサック

## 類九十一

(一) 陶磁	一 建築用又は構築用の非金属鉱物 安山岩 角閃石 花こう岩 火山灰 凝灰岩 石灰岩 石こう 粗面岩 耐火粘土 大理石 玉石 長石 陶石 粘土灰 粘板岩 方解石 けい石 砂岩 蛇紋岩 砂利 水晶砂 烧成れんが 耐火モルタル 断熱耐火れんが 土かわら テラコッタ 陶磁製かわら れんが ろう耐火物 烧成れんが 耐火モルタル 断熱耐火れんが 土かわら テラコッタ 陶磁製タイル 陶磁製排水管 土管 不焼成
(二) 建築用	二 陶磁建築専用材料、れんが及び耐火物 陶磁製建築専用材料、れんが及び耐火物 烧成れんが 耐火モルタル 断熱耐火れんが 土かわら テラコッタ 陶磁製かわら れんが ろう耐火物 烧成れんが 耐火モルタル 断熱耐火れんが 土かわら テラコッタ 陶磁製タイル 陶磁製排水管 土管 不焼成
(三) 建築用	三 リノリューム製壁板 リノリューム製建築専用材料 リノリューム製床板 リノリューム製タイル
(四) 建築用	四 プラスチック製建築専用材料

		十三 建具（金属製のものを除く。）
障子	戸 ふすま	
十四 鉱物性基礎材料	石こうの板 鉱さい 無機繊維の板及び粉	
十五 タール	（一）タール ピッチ	
コールタール	（二）ピッチ 木タール	
石油ピッチ	（三）ピッチ	
十六 可搬式家庭用温室	（金属製のものを除く。）	
人工池	（金属製のものを除く。）	
魚礁	（金属製のものを除く。）	
製造用型枠	（金属製のものを除く。）	
柱（金属製のものを除く。）	旗掲揚	
吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。）	養鶏用かご（金属製のものを除く。）	
十七 区画表示帶	競技場区画線シート 道路区画線シート	
十八 土砂崩壊防止用植生板	窓口風防通話	
十九 航路標識	（金属製又は発光式のものを除く。）	
道路標識	（金属製又は発光式若しくは機械式のものを除く。）	
二十 貯蔵槽類	（金属製又はプラスチック製のものを除く。）	
石製液体貯蔵槽	石製工業用水槽	
二十一 送水管用バルブ	（金属製又はプラスチック製のものを除く。）	
二十二 石製家庭用水槽	石製彫刻 石製郵便受け コンクリート製彫刻 大理石製彫刻	
灯ろう	（金属製のものを除く。）	
二十三 屋外用ブラインド	（金属製又は織物製のものを除く。）	
二十四 石製・コンクリート製又は大理石製の記念カップ	（金属製のものを除く。）	
理石製の記念たて	（金属製のものを除く。）	
一类 家具	（一） たんす類 食器戸棚 茶だんす 洋服だんす （二） 机類 座卓 事務机 食卓 勉強机 和机 （三） 椅子類	（一） たんす類 （二） 机類 座卓 事務机 食卓 勉強机 和机 （三） 椅子類

(四) 鏡台	三面鏡台	姿見台	手鏡
(五) 洗面化粧台			
(六) 書棚	寝台	陳列棚	宅配ボックス
	長持 文庫	本立て	本箱 マガジンラ
ツク	ロツカ一		
二 貯蔵槽類(金属製又は石製のものを除く)			
液化ガス貯蔵槽	液体貯蔵槽	ガス貯蔵槽	
工業用水槽			
三 プラスチック製バルブ(機械要素に当たるものを除く)			
四 アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちよう形バルブ			
四 カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ、くさび、ナット、ねじくぎ、びよう、ボルト、リベット及びキヤスター(金属製のものを除く) 座金及びワッシャー(金属製、ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く) 錠(電気式又は金属製のものを除く)			
五 木製、竹製又はプラスチック製の包装用容器			
(一) 木製の包装用容器(「コルク製栓、木製栓及び木製ふた」を除く)			
(二) 竹製の包装用容器			
かご			
(三) プラスチック製の包装用容器(「プラスチック製栓、ふた及び瓶」を除く)			
(四) コルク製栓 プラスチック製栓 プラスチック製ふた 木製栓 木製ふた			
六 葬祭用具			
位はい 神棚 骨つぼ さかき立て 三宝 数珠 納棺用品 花立て 棺 仏壇 へいじ みこし 水玉 木魚 輪灯			
七 荷役用パレット(金属製のものを除く)			
八 輸送用コンテナ(金属製のものを除く) 養蜂用巣箱			
クッション 座布団 まくら マットレス			

類一十二	第一
網入り板ガラス 合わせ板ガラス 色板ガラ	九 アドバルーン 大小屋 うちわ 屋内用 ブランード 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭用水 槽（金属製又は石製のものを除く。）紙タオ ル取り出し用箱（金属製のものを除く。）き やたつ及びはしご（金属製のものを除く。） 工具箱（金属製のものを除く。）小鳥用巣箱 ししゅう用枠 植物の茎支持具（金属製の ものを除く。）食品見本模型 手だて 扇子 装飾用ビーズカーテン タオル用ディスペ ンサー（金属製のものを除く。）つい立て 手持ち式旗ざお（金属製のものを除く。）ネ ームプレート及び標札（金属製のものを除く 。）ハンガーボード 美容院用椅子 びよう ぶ 日よけ 風鈴 ベンチ ベット用ベッド 帽子掛けカギ（金属製のものを除く。）マ ネキン人形 木製又はプラスチック製の立て 看板 電便受け（金属製又は石製のものを除 く。）振りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型 類 沐浴用腰掛け 理髪用椅子 十 石こう製彫刻 プラスチック製彫刻 木 製彫刻 十一 あし い おにがや 経木 しだす げ すさ 竹 竹皮 つる とう 麦わら 木皮 わら 十二 牙 鯨のひげ 甲殻 さんご 人工角 象牙 角 齒 べつこう 骨 十三 海泡石 こはく 十四 鞄合わせくぎ（金属製のものを除く。） 靴くぎ（金属製のものを除く。）靴びょう (金属製のものを除く。) 十五 木製・ろう製・石膏製又はプラスチック 製の記念カップ 木製・ろう製・石膏製又 はプラスチック製の記念たて 一 ガラス基礎製品（建築用のものを除く。）
ス 型板ガラス ガラス管 ガラス球 ガラ	
ス 棒 変り板ガラス 管球ガラス 感光ガラ	
ス 強化ガラス 紫外線透過ガラス 赤外線	
吸 収ガラス 装飾ガラス 導電ガラス 発光	
ガ ラス 普通板ガラス 放射線遮断ガラス	
泡まつガラス 理化学ガラス レンズ用ガラ	

(二) 台所用品 (ガス湯沸かし器、加熱器、調理台及び流し台) を除く。)	理台及び流し台
(一) 鍋類	鍋
釜 調理用鉄板 鍋 はんごう フライパン	調理用鉄板 鍋
蒸し器	蒸し器
(二) コーヒー沸かし (電気式のものを除く)。	コーヒー沸かし
鉄瓶 やかん	鉄瓶
(三) 食器類	食器類
イ きゅうす コップ 杯 盆 サラダボウル 重箱 茶わん ディッシュカバー デカラントー 德利鉢 ビールジョッキ	重箱 茶わん ディッシュカバー デカラントー 德利鉢 ビールジョッキ
水差し 湯飲み わん	水差し 湯飲み
食品保存用ガラス瓶 水筒 魔法瓶	食品保存用ガラス瓶 水筒 魔法瓶
(五) 調理用具	調理用具
口 菓子缶 たる 茶缶 つぼ パン入れ	口 菓子缶 たる 茶缶 つぼ パン入れ
(四) アイスボックス 氷冷蔵庫 米びつ	アイスボックス 氷冷蔵庫 米びつ
泡立て器 魚ぐし くるみ割り器 こし器	泡立て器 魚ぐし くるみ割り器 こし器
シェーカー 手動式のコーヒーハンドミキサー	シェーカー 手動式のコーヒーハンドミキサー
こしようひき すりこぎ すりばち 大根卸	こしようひき すりこぎ すりばち 大根卸
しまな板 麵棒 烤き網 レモン絞り器	しまな板 麵棒 烤き網 レモン絞り器
ワッフル焼き型 (電気式のものを除く)。	ワッフル焼き型 (電気式のものを除く)。
(六) アイスペール 角砂糖挟み こしよう	アイスペール 角砂糖挟み こしよう
入れ 砂糖入れざる 塩振り出し容器 し	入れ 砂糖入れざる 塩振り出し容器 し
やもじ じようご 膳 案抜 ストロー 卵	やもじ じようご 膳 案抜 ストロー 卵
立て タルト取り分け用へら ナップキンホル	立て タルト取り分け用へら ナップキンホル
ダー ナップキンリング 鍋敷き はし はし	ダー ナップキンリング 鍋敷き はし はし
箱 ひしやくふるい 盆 ようじ ようじ	箱 ひしやくふるい 盆 ようじ ようじ
入れ 入れ	入れ 入れ
三 清掃用具及び洗濯用具	清掃用具及び洗濯用具
くまで 洗濯板 洗濯挟み 洗濯ブラシ 洗	くまで 洗濯板 洗濯挟み 洗濯ブラシ 洗
面器 雜巾 たらい のを除く。)	面器 雜巾 たらい のを除く。)
り取り つや出し布 バケツ はたき 張り	り取り つや出し布 バケツ はたき 張り
板 ほうき モップ 物干しがお 物干し用	板 ほうき モップ 物干しがお 物干し用
ハンガー	ハンガー
四 家事用手袋	四 家事用手袋
五 化粧用具	五 化粧用具
あかすり おしろい入れ くし くし用容器	あかすり おしろい入れ くし くし用容器
クリーム入れ 化粧用具セット 化粧用ス	クリーム入れ 化粧用具セット 化粧用ス
ポンジ 化粧用刷毛 化粧用箱 香水噴霧器	ポンジ 化粧用刷毛 化粧用箱 香水噴霧器
電式歯ブラシ 紅筆 眉毛用ブラシ	電式歯ブラシ 紅筆 眉毛用ブラシ
六 デンタルフロス	六 デンタルフロス

七 おけ用ブラン 金ブラン 管用ブラン	七 工業用刷毛 船舶ブラン ブラン用牛毛、た
九 ガラス製又は陶磁製の包装用容器 プラ	九 ガラス製又は陶磁製の包装用容器 プラ
スチック製の包装用瓶 プラ	スチック製の包装用瓶 プラ
(二) ガラス製又は陶磁製の包装用容器	(二) ガラス製又は陶磁製の包装用容器
イ 飲料用容器 化粧品用容器 食品用容器	イ 飲料用容器 化粧品用容器 食品用容器
薬品用容器	薬品用容器
ロ ガラス製栓 ガラス製ふた	ロ ガラス製栓 ガラス製ふた
(二) プラスチック製の包装用瓶	(二) プラスチック製の包装用瓶
十一 アイロン台 植木鉢 お守り	十一 アイロン台 植木鉢 お守り
じ 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用	じ 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用
燃え殻ふるい 霧吹き こて台	燃え殻ふるい 霧吹き こて台
かご 小鳥用水盤 じようろ 食品及び飲料	かご 小鳥用水盤 じようろ 食品及び飲料
の保冷用アイスパック	の保冷用アイスパック
炭入れ せつけん用ディスペンサー・ボトル	炭入れ せつけん用ディスペンサー・ボトル
貯金箱 トイレットペーパーホルダー	貯金箱 トイレットペーパーホルダー
み取り器 はえたたき 火消しつぼ へら台	み取り器 はえたたき 火消しつぼ へら台
香炉 コップエール 水盤	香炉 コップエール 水盤
浴室用手おけ 観賞魚用水槽及びその附属品	浴室用手おけ 観賞魚用水槽及びその附属品
念たて	念たて

トワイン 繩 はえ繩 ロープ	トワイン 繩 はえ繩 ロープ
四 網類 (金属製のものを除く。)	四 網類 (金属製のものを除く。)
十 かいばおけ 家禽用リング	十 かいばおけ 家禽用リング
かご 小鳥用水盤 じようろ 食品及び飲料	かご 小鳥用水盤 じようろ 食品及び飲料
十一 アイロン台 植木鉢 お守り	十一 アイロン台 植木鉢 お守り
じ 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用	じ 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用
燃え殻ふるい 霧吹き こて台	燃え殻ふるい 霧吹き こて台
かご 小鳥用水盤 じようろ 食品及び飲料	かご 小鳥用水盤 じようろ 食品及び飲料
の保冷用アイスパック	の保冷用アイスパック
炭入れ せつけん用ディスペンサー・ボトル	炭入れ せつけん用ディスペンサー・ボトル
貯金箱 トイレットペーパーホルダー	貯金箱 トイレットペーパーホルダー
み取り器 はえたたき 火消しつぼ へら台	み取り器 はえたたき 火消しつぼ へら台
香炉 コップエール 水盤	香炉 コップエール 水盤
浴室用手おけ 観賞魚用水槽及びその附属品	浴室用手おけ 観賞魚用水槽及びその附属品
念たて	念たて

アルパカの毛 アンゴラやぎの毛 うさぎの毛	(七) 混紡糸
毛 羊毛 らくだの毛	混紡麻糸 混紡化学織維糸 混紡綿糸 混紡
(五) 織物用化学織維	毛糸 混紡無機織維糸 混紡綿糸
(八) より糸 ぬきの毛、豚毛及び馬毛 洋服ブラン	(八) より糸 ぬきの毛、豚毛及び馬毛 洋服ブラン
合成織維 再生織維 半合成織維	合成織維 再生織維 半合成織維
(六) 織物用無機織維	(六) 織物用無機織維
ガラス織維 金属織維	ガラス織維 金属織維
二 編みひも 真田ひも のり付けひも	二 編みひも 真田ひも のり付けひも
りひも	りひも
イ 飲料用容器 化粧品用容器 食品用容器	イ 飲料用容器 化粧品用容器 食品用容器
薬品用容器	薬品用容器
ロ ガラス製栓 ガラス製ふた	ロ ガラス製栓 ガラス製ふた
(二) プラスチック製の包装用瓶	(二) プラスチック製の包装用瓶
十一 アイロン台 植木鉢 お守り	十一 アイロン台 植木鉢 お守り
じ 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用	じ 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用
燃え殻ふるい 霧吹き こて台	燃え殻ふるい 霧吹き こて台
かご 小鳥用水盤 じようろ 食品及び飲料	かご 小鳥用水盤 じようろ 食品及び飲料
の保冷用アイスパック	の保冷用アイスパック
炭入れ せつけん用ディスペンサー・ボトル	炭入れ せつけん用ディスペンサー・ボトル
貯金箱 トイレットペーパーホルダー	貯金箱 トイレットペーパーホルダー
み取り器 はえたたき 火消しつぼ へら台	み取り器 はえたたき 火消しつぼ へら台
香炉 コップエール 水盤	香炉 コップエール 水盤
浴室用手おけ 観賞魚用水槽及びその附属品	浴室用手おけ 観賞魚用水槽及びその附属品
念たて	念たて

類五十二 第一		類五十二 第二	
タオル	手ぬぐい	ハンカチ	ふくさ
ロス	ラバークロス	ゴム防水布	ビニルク
五 布製身の回り品	ろ過布		
タオル	手ぬぐい	ハンカチ	ふくさ
しき			
六 織物製テープルナップキン	毛布	八 織物製椅子カバー	織物製壁掛け
七 かや 敷布	布団	九 織物製トイレットシートカバー	織物
まくらカバー	布団カバー	十 遺体覆い 絹かたびら	遺体覆い 絹かたびら 黒白幕 紅白幕
カーテン	テープル掛け	十一 布製ラベル ビリヤードクロス	カーテン
十三 スリーピングバッグ	どん帳	十二 のぼり及び旗 (紙製のものを除く。)	
(一) 洋服			
イブニングドレス	学生服	子供服	作業服
ジャケット	ジヨギングパンツ	スウェット	
トシヤツ	スウェットパンツ	スース	スカ
トト	スキージャケット	スキーズボン	ズ
ボン	スマック	礼服	
(二) コート			
オーバーコート	トツパーコート	マント	
レインコート			
(三) セーターフレ			
カーディガン	セーター	チヨツキ	
(四) ワイシャツ類			
開きん	シャツ	カラーフラワス	スポート
ヤツ	カフス	カラーボロシャツ	ワイシャツ
(五) 寝巻き類			
ナイトガウン	ネグリジェ	寝巻き	パジャ
マ バスローブ			
(六) 和服			
帯	帯揚げ	帯揚げしん	腰ひも 腰巻
ヨン	シユミーズ	コルセット	コンビネーシ
ンツ	ズボン下	スリップ	
ブラジャー	ペチコート		
(七) 下着			
羽織ひも	はかま	半えり	
羽織ひも	はかま	半えり	

（二）	人形	日本人形 人形用被服 けし人形 犬のおしゃぶり	目なしだるま 五月人形及びその附属品 さくら人形 人形用被服 ひな人形及びその附属品	揺り木馬 マスコット人形 人形用人形 ひな人形	児用ブーム 輪投げ
（二）	西洋人形				
（二）	球技用具				
野球用具	ソフトボール用具	バスクケットボール用具	ハンドボール用具	ドッジボール用具	ハンドボール用具
棒球用具	バレーボール用具	ラグビー用具	ドッジボール用具	バドミントン用具	ハンドボール用具
サッカーユニフォーム	アメリカンフットボール用具	ドッジボール用具	テニス用具	卓球用具	ゴルフ用具
（六）	運動用具	（五）	運動用具	（四）	運動用具
（七）	体操用具	（八）	登山用具	（九）	スキー用具
（九）	（十）	（十一）	（十二）	（十三）	（十四）

類九十二 第一 食肉	十一 柄付き捕虫網	十二 遊園地用機械器具
牛肉 鶏肉 豚肉	赤貝 あさり あゆ	食用魚介類（生きているものを除く。）
いわし うに えび 牡蠣 かずのこ	いか いか いから	いわしうにえび牡蠣かずのこから
にかれい キヤビア 鯨 こい	さけ ざけ ざけ	にかれいキヤビア鯨こいさけざけ
りがにさんま 食用がえる	すじこ すず	りがにさんま食用がえるすじこすず
きすっぽん たい たこ たら たらこ	たら たらこ	きすっぽんたいたらたらこ
にしん はまぐり ぶり まぐろ	ムール貝	にしんはまぐりぶりまぐろムール貝
三 肉製品	かす漬け肉 乾燥肉 コロッケ ソーセージ	
四 加工水産物	肉の缶詰 肉のつくだに 肉の瓶詰 ハム ベーコン	魚介類 塩辛魚介類 塩干し魚介類 水産物の缶詰 水産物のつくだに 水産物の瓶詰
(一) かす漬け魚介類 かまぼこ くんせい		の缶詰 素干し魚介類 ちくわ 煮干し魚介類 はんぺん フィッシュソーセージ
(二) かつお節 寒天 削り節 食用魚粉		(二) かろろ昆布 干しのり 干しひじき 干しわらび
かめ 焼きのり		かめ 焼きのり
五 豆		
小豆 いんげん豆 エンドウ豆 そら豆 大豆 落花生		
六 加工野菜及び加工果実		
果実の缶詰及び瓶詰 果実の漬物 乾燥果実		
乾燥野菜 ジャム 調理用野菜 榨汁 ピーマン		
ナツツバタード めんま ひき割りアーモンド マーマレード		
レーディーの漬物 冷凍果実 冷凍野菜		
七 八卵 あひるの卵 うづらの卵 鶏卵		
九 牛乳 クリーム チーズ 乳酸飲料 乳酸菌のを除く。) やぎ乳 羊乳 練乳		
十 乳製品 加工卵 乾燥卵 凍結卵		

五 香辛料	からし粉 う粉 わさび粉	カレー粉 ちようじ粉 （精油のものを除く。）	こしょう粉 とうがらし粉 わさび粉	さんしょ につけい サ
六 食品香料	くず粉 米 脱穀済みのえん麦 食用グルテン	小麦粉 脱穀済みの大麦 グルテン	米粉 脱穀済みのえん麦 豆粉	コーンスターク そば粉 麦粉
七 米 脱穀済みのえん麦 食用グルテン	うどんの麵 乾燥飯 レーク	オートフレーク 強化米 さらしあん	ぎょうざの皮 人造米 うどんの麵	オートミール コーンフレーク スパゲッティ 即席うどんの麵
八 食用グルテン	の麵 そばの麵 華そばの麵 米飯の缶詰	そうめんの麵 即席中華そばの麵 春雨 マカロニ	即席うどんの麵 そばの麵 そばの麵 餅	即席 中 ビーフン ふ
九 十 十一 十二 十三 (一) (二)	あめ う ぜんざい ご もち菓子 らくがん 洋菓子 アイスキャンデー ース カステラ ンデー クッキー ブ シャーベット ジ ケーキ レー ト ドーナツ イ ビスケット ンヨーグルト ブ コーン 十三 パン あんばん ン バンズ 十四 サンドイッチ バー ガー ピザ	あられ ぎゅうひ 水砂糖 練り切り もち菓子 らくがん あんころ 乾パン タフイ クッキー ドーナツ ドロップ ドロップ ヌガー ラスク ラスク クリームパン パン 中華まんじゅう ハ	おこし 汁粉 汁粉のもと せんざいのもと 水あめ もなか もなかの皮 かりんと キヤラメル カラッカー シュークリーム チュインガム ヌガード ラスク ワッフル ジャムパン パン 食パン	すし たこ焼 しゅうまい すし たこ焼 ラビオリ ナッツを主原料とするものを除く。) 和菓子 (一) 和菓子 (二) 洋菓子

十五 即席菓子のもと	ゼリーのもと	ドーナツのもと	プリンのもと	市場
十六 アイスクリームのもと	ホットケーキのもと	水ようかんのもと	トマトなす	調査又は分析
十七 イーストパウダー	アイスクリーム用凝固剤	酵母	パセリ	商品の販売に関する情報の提
十八 氷	イップクリーム用安定剤	酒かす	ふき	供事業の管理
十九 氷柱	料理用食肉軟化剤	木	レタス	四財務書類の作成又は監査若しくは証明
二十 氷卓上氷	二十 チョコレートスプレッド	十一 砂糖きび	五職業のあつせん	医師のあつせん
二十一 氷柱	一 ピール	てんさい	科学技術者のあつせん	看護師のあつせん
二十二 水	二 漆の実	園芸用球根	六 パイ	クリー
二十三 水柱	三 やしの葉	農産用球根	七 中国酒	ニング技術者のあつせん
二十四 水卓上氷	四 食用魚介類(生きているものに限る)	農産用種子	八 ウチャビーチュー	助産師のあつせん
二十五 水柱	五 獣類、魚類(食用のものを除く)、鳥類	採油用種子類	九 カオリヤンチュー	通訳のあつせん
二十六 水卓上氷	六 及び昆虫類(生きているものに限る)	種	十 カルラオチュー	配膳人のあつせん
二十七 水柱	七 飼料	十四 生花の花輪	十一 ハライフラー	歯科医師のあつせん
二十八 水卓上氷	八 飼料	一 ピール	十二 薬味酒	アッセン
二十九 水柱	九 飼料	三 黒ビール	十三 木	メキンのあつせん
三十 水卓上氷	十 飼料	四 清涼飲料	花	モデルの
三十一 水柱	十一 飼料	五 アイソトニック飲料	牧	あつせん
三十二 水卓上氷	十二 飼料	六 シロップ	草	薬剤師のあつせん
三十三 水柱	十三 飼料	七 コーラ飲料	芝	理容師のあつせん
三十四 水卓上氷	十四 飼料	八 ジンジャードライフラワー	木	せん
三十五 水柱	十五 飼料	九 ドライフラワー	花	せん
三十六 水卓上氷	十六 飼料	十 苗	梅酒	中華人民共和国
三十七 水柱	十七 飼料	十一 苗	八 はちみつ酒	カオリヤンチュー
三十八 水卓上氷	十八 飼料	十二 種子類	九 保命酒	カルラオチュー
三十九 水柱	十九 飼料	十三 园芸用種子	十 松葉酒	八 ハライフラー
四十 水卓上氷	二十 飼料	十四 園芸用球根	十一 まむし	十一 ハライフラー
四十一 水柱	二十一 飼料	十五 農産用種子	十二 まむし	十二 まむし
四十二 水卓上氷	二十二 飼料	十六 採油用種子類	十三 まむし	十三 まむし
四十三 水柱	二十三 飼料	十七 種	十四 まむし	十四 まむし

類三十三 第一	類二十三 第一	類二十三 第一
六 酎ハイ	六 合成清酒	一 日本酒
七 茶の葉	七 大豆油	二 泡盛
八 大根	八 配合飼料	三 烧酎
九 果実	九 合成飼料	四 清酒
十 野菜	十 飼料	五 乳清飲料
一一 枝豆	一一 飼料	六 飲料用野菜ジュース
一二 さつまいも	一二 飼料	七 ビール
一二 しいたけ	一二 飼料	八 飲料用野菜ジュース
一二 たけのこ	一二 飼料	九 合成清酒
一二 茶の葉	一二 飼料	一〇 白酒
一二 とうが	一二 飼料	一一 直し
一二 ぜんまい	一二 飼料	一二 みりん

類五十三 第一	類四十三 第一	類四十三 第一
(一) 折り込みチラシによる広告	かぎたばこ	一 たばこ
る広告	かみたばこ	二 たばこ
新聞による広告	紙巻きたばこ	三 葉たばこ
による広告	葉巻たばこ	四 葉巻たばこ
(二) 交通広告	葉巻たばこ	五 たばこ
車両の内外における広告	葉巻たばこ	六 たばこ
(三) 屋外広告物による広告	葉巻たばこ	七 たばこ
による広告	葉巻たばこ	八 たばこ
(四) 街頭及び店頭における広告物の配布	葉巻たばこ	九 たばこ
商品の実演による広告	葉巻たばこ	十 たばこ
による広告	葉巻たばこ	十一 たばこ
(五) 広告文の作成	葉巻たばこ	十二 たばこ
飾	葉巻たばこ	十三 たばこ
(六) 広告宣伝物の企画及び制作	葉巻たばこ	十四 たばこ
企画又は運営	葉巻たばこ	十五 たばこ
二 トレーディングスタンプの発行	葉巻たばこ	十六 たばこ

三 経営の診断又は経営に関する助言	市場
四 調査又は分析	商品の販売に関する情報の提
五 職業のあつせん	供事業の管理
六 医師のあつせん	四財務書類の作成又は監査若しくは証明
七 科学技術者のあつせん	五職業のあつせん
八 家政婦のあつせん	六助産師のあつせん
九 看護師のあつせん	七科学技術者のあつせん
十 クリーニング技術者のあつせん	八看護師のあつせん
十一 歯科医師のあつせん	九助産師のあつせん
十二 美容師のあつせん	一〇科学技術者のあつせん
十三 調理師のあつせん	一一看護師のあつせん
十四 モデルのあつせん	一二助産師のあつせん
十五 マネキンのあつせん	一三科学技術者のあつせん
十六 モデルのあつせん	一四看護師のあつせん
十七 モデルのあつせん	一五助産師のあつせん
十八 モデルのあつせん	一六科学技術者のあつせん
十九 モデルのあつせん	一七看護師のあつせん
二十 モデルのあつせん	一八助産師のあつせん
二十一 モデルのあつせん	一九科学技術者のあつせん
二十二 モデルのあつせん	二〇看護師のあつせん
二十三 モデルのあつせん	二一助産師のあつせん
二十四 モデルのあつせん	二二科学技術者のあつせん
二十五 モデルのあつせん	二三看護師のあつせん
二十六 モデルのあつせん	二四助産師のあつせん
二十七 モデルのあつせん	二五科学技術者のあつせん
二十八 モデルのあつせん	二六看護師のあつせん
二十九 モデルのあつせん	二七助産師のあつせん
三十 モデルのあつせん	二八科学技術者のあつせん
三十一 モデルのあつせん	二九看護師のあつせん
三十二 モデルのあつせん	三〇助産師のあつせん
三十三 モデルのあつせん	三一科学技術者のあつせん
三十四 モデルのあつせん	三二看護師のあつせん
三十五 モデルのあつせん	三三助産師のあつせん
三十六 モデルのあつせん	三四科学技術者のあつせん
三十七 モデルのあつせん	三五看護師のあつせん
三十八 モデルのあつせん	三六助産師のあつせん
三十九 モデルのあつせん	三七科学技術者のあつせん
四十 モデルのあつせん	三八看護師のあつせん
四十一 モデルのあつせん	三九助産師のあつせん
四十二 モデルのあつせん	四〇科学技術者のあつせん
四十三 モデルのあつせん	四一看護師のあつせん
四十四 モデルのあつせん	四二助産師のあつせん
四十五 モデルのあつせん	四三科学技術者のあつせん
四十六 モデルのあつせん	四四看護師のあつせん
四十七 モデルのあつせん	四五助産師のあつせん
四十八 モデルのあつせん	四六科学技術者のあつせん
四十九 モデルのあつせん	四七看護師のあつせん
五十 モデルのあつせん	四八助産師のあつせん
五一 モデルのあつせん	四九科学技術者のあつせん
五二 モデルのあつせん	五〇看護師のあつせん
五三 モデルのあつせん	五一助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	五二科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	五三看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	五四助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	五五科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	五六看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	五七助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	五八科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	五九看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	六〇助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	六一科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	六二看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	六三助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	六四科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	六五看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	六六助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	六七科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	六八看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	六九助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	七〇科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	七一看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	七二助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	七三科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	七四看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	七五助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	七六科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	七七看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	七八助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	七九科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	八〇看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	八一助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	八二科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	八三看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	八四助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	八五科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	八六看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	八七助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	八八科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	八九看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	九〇助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	九一科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	九二看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	九三助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	九四科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	九五看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	九六助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	九七科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	九八看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	九九助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇〇科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇一看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇二助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇三科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇四看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇五助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇六科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇七看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇八助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇九科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一〇〇看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一一科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一二看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一三助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一四科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一五看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一六助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一七科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一八看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一九助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇一科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇二看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇三助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇四科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇五看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇六助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇七科学技術者のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇八看護師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇九助産師のあつせん
五四 モデルのあつせん	一一〇〇科学技術者のあつせん

(三) 食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(四) 野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(五) 菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(六) 米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(七) 牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(八) 果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(九) 茶、コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十) 清涼飲料及加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十一) 自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十二) 二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十三) 建具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十四) 車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十五) 舀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十六) 家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十七) 廉價の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十八) 廉價の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(十九) 電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(二十) 手動工具、手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(二十一) 台所用品、清掃用具及び洗濯道具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(二十二) 農耕用品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(二十三) 化粧品、歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

				二十四 燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				二十五 印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				二十六 運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 おもちゃや、人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				二十七 写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				二十八 時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				二十九 たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				三十 建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				三十一 宝玉及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				三十二 ペットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
				一 預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ
		二 資金の貸付け及び手形の割引		
		三 内国為替取引		
		四 債務の保証及び手形の引受け		
		五 有価証券の貸付け		
		六 金銭債権の取得及び譲渡		
		七 有価証券 貴金属その他の物品の保護預かり		
		八 両替		
		九 金融先物取引の受託		
		十 金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け		
		十一 債券の募集の受託		
		一二 外国為替取引		

十三	信用状に関する業務
十四	前払式支払手段の発行
十五	ガス料金又は電気料金の徴収の代行
商品代金の徴収の代行	
十六	有価証券の売買 有価証券指數等先物取引 有価証券オプション取引 外国市場証券先物取引
十七	有価証券の売買、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
十八	有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指數等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
十九	外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
二十	有価証券先渡取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指數等スワップ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理
二十一	有価証券等清算取次ぎ
二十二	有価証券の引受け
二十三	有価証券の売出し
二十四	有価証券の募集又は売出しの取扱い
二十五	株式市況に関する情報の提供
二十六	商品市場における先物取引の受託
二十七	信用購入あっせん
二十八	生命保険契約の締結の媒介 生命保険の引受け 損害保険契約の締結の代理 損害保険に係る損害の査定 損害保険の引受け 保険料率の算出
二十九	建物の管理 建物の貸借の代理又は媒介 建物の貸与 建物の売買 建物の売買の代理又は媒介 建物又は土地の鑑定評価 土地の管理 土地の貸借の代理又は媒介 土地の貸与 土地の売買 土地の売買の代理又は媒介
三十	建物又は土地の情報の提供
三十一	骨董品の評価 中古自動車の評価
美術品の評価	宝玉の評価
三十二	企業の信用に関する調査
三十三	税務相談 税務代理
三十四	慈善のための募金
三十五	紙幣又は硬貨計算機の貸与 現金支

第一 建設工事	第二 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介、取次ぎ又は代理	第三 暗号資産の管理
(一) 建築一式工事 しゅんせつ工事 土木		
一式工事 補装工事		
(二) 石工事 ガラス工事 鋼構造物工事		
左官工事 大工工事 タイル、れんが又はブロックの工事 建具工事 鉄筋工事 塗装工事 とび、土工又はコンクリートの工事 内装仕上工事 板金工事 防水工事 屋根工事		
(三) 管工事 機械器具設置工事 さく井工事 電気工事 電気通信工事 熱絶縁工事		
二 建築設備の運転、点検又は整備 建設工事に関する助言		
三 船舶の建造 船舶の修理又は整備		
四 航空機の修理又は整備 自転車の修理		
自動車の修理又は整備 鉄道車両の修理又は整備		
五 医療用機械器具の修理又は保守 印刷用又は製本用の機械器具の修理又は保守 映画機械器具の修理又は保守 化学機械器具の修理又は保守 化学プラントの修理又は保守		
火災報知機の修理又は保守 ガソリンステーション用装置の修理又は保守 ガラス器製造機械の修理又は保守 原子力発電プラントの修理又は保守 機械式駐車装置の修理又は保守		
業務用加熱調理機械器具の修理又は保守 業務用食器洗浄機の修理又は保守 業務用電気洗濯機の修理又は保守 業務用加熱機械器具の修理又は保守 金属加工機械器具の修理又は保守		
は保守 鞄製造機械の修理又は保守 光学機械器具の修理又は保守 工業用炉の修理又は保守 鉱山機械器具の修理又は保守 ポム製品製造機械器具の修理又は保守 自転車駆輪器具の修理又は保守 自動販売機の修理又は保守 写真機械器具の修理又は保守 集積回路製造装置の修理又は保守 銃砲の修理又は保守 净水装置の修理又は保守 照明用器具の修理又は保守 食料加工用又は飲料加工用の機械器具の修理又は保守 事務用機械器具の修理又は保守 水質汚濁防止装置の修理又は保守		

第一類 第八十三類	第二類 第九十三類	第三類 第一類
一 電気通信	(一) 電気通信(放送を除く。) 移動体電話による通信 テレックスによる通信 信 電子計算機端末による通信 電報による通信 通 電話による通信 ファクシミリによる通信 信 無線呼出し	(二) 放送 テレビジョン放送 ラジオ放送 二 報道をする者に対するニュースの供給 三 電話機、ファクシミリその他の通信機器の貸与
一 鉄道による輸送	一 貨物車による輸送 ケーブルカーによる輸送 貨物車による輸送 ケーブルカーによる輸送 モノレールによる輸送 旅客車による輸送 ロープウェイによる輸送	二 車両による輸送 貨物自動車による輸送 軽車両による輸送 タクシーによる輸送 二輪自動車による輸送 ハイヤーによる輸送 バスによる輸送
二 船舶による輸送	三 船舶による輸送 貨物船による輸送 客船による輸送 タンカーによる輸送 フェリー・ボートによる輸送 四 航空機による輸送 ターボジェット機による輸送 プロペラ機による輸送 ヘリコプターによる輸送	五 貨物のこん包 貨物の積卸し 貨物の輸送の媒介
三 船舶の引揚げ	六 船舶の貸与、売買又は運航の委託の媒介	七 船舶の引揚げ 水先案内

七	企画旅行の実施	旅行者の案内
八	関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理、媒介又は取次ぎ	旅行に
九	他人の携帯品の一時預かり	寄託を受けた物品の倉庫における保管
九	ガスの供給	配達物の一時預かり
九	の供給	ガスの供給
十	係留施設の提供	電気の供給
十	倉庫の提供	熱の供給
十	駐車場の提供	水
十一	駐車場の管理	十
十一	飛行場の提供	係留施設の提供
十一	ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与	倉庫の提供
十一	家庭用冷凍庫の貸与	駐車場の提供
十一	機械式駐車装置の貸与	飛行場の提供
十一	車椅子の貸与	ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与
十一	空機の貸与	家庭用冷凍庫の貸与
十一	航空機用エンジンの貸与	機械式駐車装置の貸与
十一	自転車の貸与	車椅子の貸与
十一	自動車の貸与	空機の貸与
十一	船舶の貸与	航空機用エンジンの貸与
十一	荷役	自転車の貸与
十一	機械器具の貸与	自動車の貸与
十一	包装用機械器具の貸与	船舶の貸与
十一	冷凍機械器具の貸与	荷役
十二	自動車の運転の代行	機械器具の貸与
十二	信書の送達	包装用機械器具の貸与
十二	路情報の提供	冷凍機械器具の貸与
十三	引越の代行	自動車の運転の代行
十三	有料道路の提供	信書の送達
一般廃棄物の収集	一般廃棄物の収集	路情報の提供
一般廃棄物の収集	産業廃棄物の収集	引越の代行
第一	布地、被服又は毛皮の加工処理（乾燥処理を含む。）	有料道路の提供
第二	裁縫	一般廃棄物の収集
三	紙の加工	産業廃棄物の収集
三	義肢又は義歯の加工	第一
三	金属の加工	布地、被服又は毛皮の加工処理（乾燥処理を含む。）
加工	ゴムの加工	裁縫
加工	食料品の加工	紙の加工
加工	石材の加工	義肢又は義歯の加工
加工	セラミックの加工	金属の加工
加工	竹、木皮、とう、つ	ゴムの加工
加工	る又はその他の植物性基礎材料の加工	食料品の加工
加工	剥製	石材の加工
加工	プラスチックの加工	セラミックの加工
四	映画用フィルムの現像	竹、木皮、とう、つ
四	写真のプリント	る又はその他の植物性基礎材料の加工
四	写真用フィルムの現像	剥製
五	製本	プラスチックの加工
六	廃棄物の分別及び処分	映画用フィルムの現像
六	一般廃棄物の分別及び処分	写真のプリント
七	別及び処分	写真用フィルムの現像
七	核燃料の再加工処理	六
七	浄水処理	廃棄物の分別及び処分
八	除染	一般廃棄物の分別及び処分
八	廃棄物の再生	七
八	グラビア製版	核燃料の再加工処理
八	印章の彫刻	浄水処理
九	印刷	除染

第一	医薬品、化粧品又は食品の試験、検査又は研究機械器具に関する試験又は研究建築又は都市計画に関する研究	ゴルフの興行の企画、運営又は開催競輪の企画、運営又は開催サッカーの興行の企画、運営又は開催相撲の興行の企画、運営又は開催ボクシングの興行の企画、運営又は開催野球の興行の企画、運営又は開催
十四	興行場の座席の手配	七 競馬の企画、運営又は開催 競輪の企画、運営又は開催
十五	運動用具の貸与 映画機械器具の貸与 映写フィルムの貸与 器の貸与 カメラの貸与 ピジョン受信機の貸与 イルムの貸与 レコード又は録音済み磁気テープの貸与 録画済み磁気テープの貸与 園地用機械器具の貸与 錄画済み記録媒体の複製	八 興行の企画、運営又は開催（映画、演芸、演劇、音楽の演奏、スポーツ、競馬、競輪、競艇又は小型自動車競走の興行に関するものを除く）。当せん金付証票の発売
十六	ゴルフ場の提供 スキー場の提供 カラオケ施設の提供 テニス場の提供 ダンスホールの提供 パーリヤードの提供 ホテルの提供 ボウリング場の提供 ビリヤードの提供 マージャン荘の提供 遊園地の提供	九 映像機器 音声機器等の機器であつて放送番組の制作のために使用されるものの操作通訳 翻訳
十七	教育、文化、娯楽又はスポーツ用ビデオの制作（映画、放送番組又は広告用のものを除く。）写真的撮影 放送番組の制作における演出	十 教育、文化、娯楽又はスポーツ用ビデオの制作（映画、放送番組又は広告用のものを除く。）写真的撮影 放送番組の制作における演出
十八	ゴルフ場の提供 スキー場の提供 カラオケ施設の提供 テニス場の提供 ダンスホールの提供 ボウリング場の提供 ビリヤードの提供 ホテルの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供	十一 映画、演芸、演劇、音楽又は教育研修のための施設の提供 音響用又は映像用のスタジオの提供
十九	ゴルフ場の提供 スキー場の提供 カラオケ施設の提供 テニス場の提供 ダンスホールの提供 ボウリング場の提供 ビリヤードの提供 ホテルの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供	十二 運動施設の提供
二十	ゴルフ場の提供 スキー場の提供 カラオケ施設の提供 テニス場の提供 ダンスホールの提供 ボウリング場の提供 ビリヤードの提供 ホテルの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供	十三 娯楽施設の提供
二十一	ゴルフ場の提供 スキー場の提供 カラオケ施設の提供 テニス場の提供 ダンスホールの提供 ボウリング場の提供 ビリヤードの提供 ホテルの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供	十四 興行場の座席の手配
二十二	ゴルフ場の提供 スキー場の提供 カラオケ施設の提供 テニス場の提供 ダンスホールの提供 ボウリング場の提供 ビリヤードの提供 ホテルの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供	十五 運動用具の貸与 映画機械器具の貸与 映写フィルムの貸与 器の貸与 カメラの貸与 ピジョン受信機の貸与 イルムの貸与 レコード又は録音済み磁気テープの貸与 録画済み磁気テープの貸与 遊戲用器具の貸与
二十三	ゴルフ場の提供 スキー場の提供 カラオケ施設の提供 テニス場の提供 ダンスホールの提供 ボウリング場の提供 ビリヤードの提供 ホテルの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供	十六 録画済み記録媒体の複製

類二	研究	農業、畜産又は水産に関する試験、検査又は研究	二 電子計算機のプログラムの設計、作成又は保守
ウエブサイトの作成又は保守	電子計算機用プログラムの提供	電子計算機のプログラムの設計、作成又は保守	電子計算機のプログラムの設計、作成又は保守
四 機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む）又はこれらにより構成される設備の設計	建築物の設計	測量 地質の調査	電子計算機 自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明
五 デザインの考案	電子計算機	自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明	電子計算機
六 気象情報の提供	計測器の貸与	製図用具の貸与	電子計算機の貸与
七 算機の貸与	理化学機械器具の貸与	望遠鏡の貸与	望遠鏡の貸与
八 一 宿泊施設の提供	宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ	宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ	宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ
二 飲食物の提供	(一) 日本料理を主とする飲食物の提供	(一) 日本料理を主とする飲食物の提供	(一) 日本料理を主とする飲食物の提供
	うどん又はそばの提供	うなぎ料理の提供	うなぎ料理の提供
	すしの提供	てんぷら料理の提供	てんぷら料理の提供
	料理の提供	とんかつ	とんかつ
(二) 西洋料理を主とする飲食物の提供	イタリア料理の提供	スペイン料理の提供	スペイン料理の提供
	フランス料理の提供	ロシア料理の提供	ロシア料理の提供
(三) 中華料理その他の東洋料理を主とする飲食物の提供	インド料理の提供	広東料理の提供	四川料理の提供
	料理の提供	上海料理の提供	北京料理の提供
(四) 果実飲料を主とする飲食物の提供	アルコール飲料を主とする飲食物の提供	アルコール飲料を主とする飲食物の提供	アルコール飲料を主とする飲食物の提供
供 (五) 茶、コーヒー、ココア、清涼飲料又は室の貸与 家具の貸与 加熱器の貸与 加熱調理機械器具の貸与 壁掛けの貸与 敷物の	茶、コーヒーカーテンの貸与	カーテンの貸与	会議室の貸与

第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	第七類	第八類	第九類	第十類	第十一類	第十二類	第十三類	第十四類	第十五類	第十六類	
一 医業 健康診断 歯科医業 調剤	二 貸与 食器の貸与 タオルの貸与 調理台の貸与	三 荷物の貸与 展示施設の貸与 流し台の貸与 布団の貸与	四 まくらの貸与 毛布の貸与	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	
六 家事の代行	七 個人の身元又は行動に関する調査	八 雜踏警備 施設の警備 身辺の警備	九 乳幼児の保育 (施設において提供されるものを除く。)	十 葬儀の執行 墓地又は納骨堂の提供	十一 工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務訴訟事件その他に関する法律事務	十二 結婚又は交際を希望する者へのパートナーの紹介 婚礼 (結婚披露を含む。) のための施設の提供	十三 社会保険に関する手続の代理	十四 登記又は供託に関する手続の代理	十五 著作権の利用に関する契約の代理又は媒介	十六 会員登録又は会員登録に関する手続の代理	十七 施設の貸与	十八 施設における介護 訪問による介護	十九 施設における介護 訪問による介護	二十 施設における介護 訪問による介護	二十一 施設における介護 訪問による介護	二十二 施設における介護 訪問による介護
七 占い 身の上相談	八 ベットの世話	九 乳幼児の保育 (施設において提供されるものを除く。)	十 育児の指導	十一 柔道整復	十二 指圧	十三 指導	十四 整形	十五 理容	十六 美容	十七 理容	十八 美容	十九 美容	二十 美容	二十一 美容	二十二 美容	
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	

備考	十一 ファッション情報の提供
十二 衣服の貸与 火災報知機の貸与 金庫の貸与 祭壇の貸与 消火器の貸与 装身具の貸与	十三 後見
(一) 別表に掲げられていない商品又は役務の分類に際しては、千九百六十七年七月十四日にストックホルム及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年七月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類の一般的な注釈に即するものとし、次のいずれかに従うこととする。	(一) 完成品である商品は、その機能又は用途に従つて、別表に掲げられている比較の可能な他の完成品から類推して分類する。
(二) 原材料となる商品は、別表に掲げられる用途とする商品は、当該他の特定の商品と同一の比較の可能な他の原材料から類推して同一の類に分類する。	(二) 他の特定の商品の一部となることのみを用いる商品は、当該他の特定の商品と同一の類に分類する。
(三) 商品は、その主たる原材料に従つて分類する。	(三) 他の中間的または付属的役務は、別表に掲げられている比較の可能な他の役務から類推して分類する。
(四) 容器は、その収容する商品と同一の類に分類する。	(四) 役務は、別表に掲げられている比較の可能な他の役務から類推して分類する。
(五) 助言、指導及び情報の提供は、その内容に対応する役務と同一の類に分類する。	(五) 役務の提供の用に供される物品の貸与は、当該役務と同一の類に分類する。